

# 平成28年定例第1回市議会会議録(第1日)

平成28年3月7日午前9時30分定例第1回市議会をみやま市役所議場に招集した。

## 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	奥  菌	由美子	10番	瀬  口	健
2番	吉  原	政  宏	11番	川  口	正  宏
3番	徳  永	重  遠	12番	壇	康  夫
4番	末  吉	達二郎	13番	中  尾	眞智子
5番	古  賀	義  教	14番	中  島	一  博
6番	前  原	武  美	15番	坂  口	孝  文
7番	野  田	力	16番	宮  本	五  市
9番	荒  卷	隆  伸	17番	牛  嶋	利  三

## 2. 不応招議員は次のとおりである。

8番 上津原 博

## 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

## 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	次長補佐兼係長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	福祉事務所長	梅津俊朗
副市長	高野道生	子ども子育て課長	築地原良太
教育長	長岡廣通	環境衛生課長	富重巧斉
監査委員	平井常雄	農林水産課長	大津光若
総務部長	塚野仙哉	商工観光課長	松尾博
保健福祉部長	松藤泰大	上下水道課長	松尾正春
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	学校教育課長	田中裕樹
環境経済部長	横尾健一	健康づくり課長	加藤康志
建設都市部長	石橋慎二	介護支援課長 兼地域包括支援センター長	河野清子
教育部長	大津一義	税務課長	本荘安政
消防長	北嶋俊治	建設課長	内野逸雄
総務課長	西山俊英	福祉事務所副所長 兼社会福祉係庶務担当係長	坂口浩二
企画財政課長	坂田良二	総務課長補佐 兼人事係長	松尾浩孝
企画財政課 財政係長	大坪康春	エネルギー政策 推進室長	藤吉裕治

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査・定期監査）
- (4) 諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）
- (5) 施政方針説明
- (6) 議案一括上程
- (7) 提案理由説明
- (8) 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (9) 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (10) 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- (11) 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (12) 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (13) 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (14) 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- (15) 承認第1号 専決処分の承認について（専決第4号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定）
- (16) 議案第1号 みやま市行政不服審査会条例の制定について
- (17) 議案第2号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (18) 議案第3号 みやま市空家等対策協議会条例の制定について
- (19) 議案第4号 みやま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (20) 議案第5号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (21) 議案第6号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (22) 議案第7号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定について

- (23) 議案第 8 号 みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- (24) 議案第 9 号 みやま市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- (25) 議案第10号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- (26) 議案第11号 みやま市過疎地域自立促進計画の策定について
- (27) 議案第12号 みやま市道路線の廃止について
- (28) 議案第13号 みやま市道路線の認定について
- (29) 議案第14号 平成27年度みやま市一般会計補正予算（第 4 号）
- (30) 議案第15号 平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- (31) 議案第16号 平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- (32) 議案第17号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- (33) 議案第18号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- (34) 議案第19号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- (35) 議案第20号 平成28年度みやま市一般会計予算
- (36) 議案第21号 平成28年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (37) 議案第22号 平成28年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (38) 議案第23号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (39) 議案第24号 平成28年度みやま市公共下水道事業特別会計予算
- (40) 議案第25号 平成28年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算
- (41) 議案第26号 平成28年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算
- (42) 議案第27号 平成28年度みやま市用地特別会計予算
- (43) 議案第28号 平成28年度みやま市水道事業会計予算

---

午前 9 時30分 開会

○議長（牛嶋利三君）

ただいまから平成28年第 1 回みやま市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

## 日程第1 会期の決定について

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件につきましては、先日の議会運営委員会におきまして協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。中島議会運営委員会委員長、お願いします。

### ○議会運営委員長（中島一博君）（登壇）

おはようございます。議会運営委員会委員長報告を行います。

平成28年第1回定例会の運営につきまして、2月26日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告申し上げます。

まず、本会議に付議されました案件は、同意3件、諮問4件、承認1件、議案28件でございます。

次に、本会議の会期は、本日3月7日から3月25日までの19日間といたします。

また、その日程でございますが、日程につきましては、既に皆様方に資料を配付いたしておりますので、御参照方お願い申し上げます。

次に、審議方法について、以下申し上げます。

同意の3件、諮問の4件、承認の1件、議案第5号及び議案第14号から議案第19号までの6件につきましては、即決といたします。

続いて、議案第1号から議案第13号までのうち、議案第5号を除く12件につきましては、各常任委員会付託といたします。

また、議案第20号から議案第28号までの9件につきましては、特別委員会付託といたします。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

### ○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの19日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月25日までの19日間と決定いたしました。

## 日程第2 会議録署名議員の指名について

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、7番野田力君、9番荒巻隆伸君、兩名を指名いたします。

## 日程第3 監査報告について（例月出納検査・定期監査）

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第3. 監査報告について、監査委員の報告を求めます。平井監査委員、お願いいたします。

### ○監査委員（平井常雄君）（登壇）

皆様、改めておはようございます。それでは、まず例月出納検査の結果について御報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月出納検査を行いましたので、同条第3項の規定により、その結果を次のとおり御報告を申し上げます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業、水道事業会計に属する出納状況でございます。

検査の時期といたしましては、平成27年10月分を11月26日、11月分を12月28日、12月分を平成28年1月26日に実施をいたしました。

その検査の結果、現金の出納及び保管につきましては、各月月末現在におけるところの各会計別歳出簿の現金額は、指定金融機関残高表及び支払証憑書類その他関係諸帳簿と照合いたしました結果、何ら非違事項も認められず、指摘事項もなく全て適正に処理をされておりました。

次に、平成27年度定期監査の結果を御報告申し上げます。

定期監査は地方自治法第199条第4項の規定により、毎年期日を定めて行うものでございますが、各事業の管理及び出納その他の事務の執行状況を主眼に監査をいたしました。

また、事務の執行が合理的かつ効率的、また、法令等の定めるところに従って適正に行われているか質問の方法等により、行政監査を取り入れて実施をいたしました。

期日につきましては、平成28年1月15日から2月10日まで行いました。

本年度は、まず11節の需用費、12節の役務費、13節の委託料、14節の使用料及び賃借料、

この4節に重点を置いて監査を行ったところ、支出事務等は適正に処理をされておりました。特に委託料等の契約締結につきましては、入札状況、契約書等の関係書類を検閲いたしましたが、特に随意契約におきましては、財務規則にのっとり2社からの見積書を徴取し、適正に行われておりましたが、契約の妥当性を増すためにもより多くからの見積書を徴取することも検討されるよう要望をいたしておきます。

また、施設等の管理委託につきましては、管理状況を十分に把握し、効果が十分に反映されているか、検証の徹底を望むものでございます。

なお、詳細につきましては、お手元に配付されております監査報告書を御高覧賜りたいと存じますが、今後も最少の経費で最大の効果を上げるよう行財政改革で経費節減の推進にも努められるよう望むものでございます。

以上、簡単でございますが、平成27年度定期監査の結果の御報告といたします。

#### 日程第4 諸般の報告（各一部事務組合の経過報告）

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 諸般の報告、各一部事務組合の経過報告について、まず柳川みやま土木組合議会の報告を求めます。12番壇康夫君、お願いします。

##### ○12番（壇 康夫君）（登壇）

じゃ、改めまして、皆さんおはようございます。それでは、柳川みやま土木組合議会の報告を行います。

去る2月24日に平成28年第1回定例会が開会され、平成27年度の一般会計補正予算と平成28年度一般会計予算、また、特別負担金の徴収期日についての3件が提案され、慎重審議の結果、全て原案のとおり可決いたしました。

平成27年度の補正予算の概要は、歳入歳出それぞれ28,354千円を減額し、総額を286,346千円とするものです。これは、主に広瀬堰の保全対策事業費などが減額となったものです。

また、平成28年度の当初予算は、歳入歳出それぞれの総額を279,000千円とするもので、対前年度比で19,000千円の減額となっており、歳入の主なものは、みやま市と柳川市での負担金216,034千円で、うち、みやま市の負担額は約62,000千円です。

次に、歳出の主なものは、平成27年度から30年度までにかけて実施する広瀬堰や下名鶴堰の大規模な改修工事等の費用で農林水産業費の249,000千円です。また、みやま市内の一般修繕工事として広瀬地区の樋尻護岸整備や高柳地区の樋口護岸整備等の5地区と補助事業と

しての上庄地区の樋門電動化整備などの2地区が予定されています。

次に、特別負担金の徴収期日については、平成28年度予算の決定により、徴収する期日と納付額を決定したものであります。

以上、柳川みやま土木組合議会の報告を終わります。

#### ○議長（牛嶋利三君）

続きまして、有明生活環境施設組合議会の報告を求めます。15番坂口孝文君、お願いします。

#### ○15番（坂口孝文君）（登壇）

おはようございます。有明生活環境施設組合報告をいたします。

去る2月2日、平成28年第1回組合議会定例会が開催されました。

今議会に上程された議案は、平成27年度補正予算案2件、平成28年度予算案3件、人事案件1件の計6議案でございます。

そこで、現在組合が取り組んでおります火葬施設建設事業、ごみ焼却施設建設事業の状況について御説明申し上げます。

火葬施設につきましては、地元行政区であります八幡町2行政区、仲絶行政区の皆様のご理解によって建設の同意をいただくことができました。よって、平成31年度中の供用開始を目標に具体的な事務作業へと進むことになりました。平成27年度中に建設予定地の地権者との用地協議や測量を行い、平成28年度は施設設計業者、あるいは火葬の業者の選定、または進入道路の測量等が予定されております。以上により、平成27年度予算で用地購入費を補正計上いたしました。また、平成28年度予算では設計業者への業務委託費の計上により予算総額は前年比105%増の70,352千円となっております。

次に、ごみ焼却の施設につきまして着実に事業進捗が図られております。平成28年度事業は施設建設のためのプラントメーカーの選定を予定しておりますし、施設建設に必要な都市計画の決定事務も予定しております。ただ、まだ建設予定地元との最終合意には至っていないために、今後とも地元協議を重ね早期の合意に向け全力を挙げることにいたします。

このように、平成28年度は次年度からのハード事業実施に向けた準備の年と位置づけられ、当初予算額は前年比47.2%減の23,945千円となっております。議会では慎重審議の結果、監査委員の選任の人事案件を含む全議案を可決し、いよいよ2つの事業とも新たな段階へと動き出すことになりました。



以上、議会報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

続きまして、東山老人ホーム組合議会の報告を求めます。16番宮本五市君、お願いします。

○16番（宮本五市君）（登壇）

皆さんおはようございます。それでは、東山老人ホーム組合議会の報告をいたします。

平成28年3月2日、第1回の組合議会が開催されました。初めに、例月出納検査の結果報告として、平成27年11月から平成27年12月分までの2件の報告がございました。

続きまして、養護老人ホーム楠寿園民営化スケジュール延期について報告がありました。当初は平成29年4月1日民営化を目指した事務スケジュールの予定でありましたが、土地所有権の問題がございまして、この問題の解決を最優先すべきと判断されました。今後、慎重に取り組み、土地所有権問題解決のめどがついた後に延期するとの報告でありました。

議案第1号として、平成28年度東山老人ホーム組合一般会計についてであります。

歳入歳出予算の総額は227,968千円でございます。平成27年度と比較しまして718千円の増で、率にして0.32%の増となっております。

平成28年度の入園者見込みを74名といたしております。分担金の総額は78,361千円でありまして、柳川市とみやま市の分担金の割合は、柳川市が約44%の34,346千円、みやま市が56%の44,015千円であります。この予算審議については、全会一致で議決をいたしましたところでございます。

また、養護老人ホームは経済的環境上の理由により、在宅での生活が困難となされた方々の自立のための手助けと社会復帰の助言や指導を行う施設でございますので、入園者の皆さんが明るく家庭的に生きがいを持ち、安心して過ごしていただけるような施設運営をしていただきたいと思いますと考えております。

以上、簡単ですが、御報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、続きまして、私のほうから福岡県南広域水道企業団議会の報告をさせていただきます。

当企業団議会は、平成28年2月25日に第1回定例会が開催をされました。

定例会に上程された平成28年度福岡県南広域水道企業団用水供給事業会計予算ほか4議案は全て可決をされております。

当企業団は、安全で良質な水の安定供給により県南地域住民の生活向上と地域発展に貢献する、そのことを基本目標といたしまして、福岡県南地域の生活基盤であります水道施設の整備を進めてきており、現在、第二期拡張事業を実施中であります。第二期拡張事業の主たる水源であります大山をダムは平成24年度に完成をし、平成25年度から管理を開始し、構成団体への安定供給へ大きく寄与しておるところでございます。取水施設、導水施設及び浄水施設に係る工事をおおむね完了し、現在、残す送水施設の工事を平成31年度の工期を目標といたしまして実施しているところでございます。

用水供給の状況といたしましては、平成28年度の1日平均供給水量は9万8,253立米で、前年度より226立米増加し、年間供給水量を3,587万8,000立米と見込んでおります。

続きまして、平成28年度予算の概要について申し上げます。

収益的収支につきましては、事業収入は4,253,099千円であり、事業費用は3,743,283千円であります。事業収入から事業費用を差し引いた509,816千円が当年度利益として計上をされております。

なお、資本的収支につきましては、資本的収入が3,233,038千円に対しまして、資本的支出は5,770,375千円であります。差し引き2,537,337千円の不足につきましては、全額、消費税資本的収支調整額及び収益的収支で生じた内部留保資金で補填するという予定でございます。

以上、簡単でございますけれども、私からの報告を終わらせていただきます。

## 日程第5 施政方針説明

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第5．市長の施政方針説明を求めてまいります。西原市長、お願いします。

### ○市長（西原 親君）（登壇）

皆様おはようございます。本日ここに、平成28年みやま市議会第1回定例会を招集いたしましたところ、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。定例会の開会に当たり、私の所信の一端と市政運営の考え方を申し述べ、議会を初め、市民の皆様にご理解と御協力を賜りたいと存じます。

平成28年度は、みやま市の誕生から10周年を迎えることとなります。議員の皆様を初め、多くの方々の御尽力により、新市の一体感の醸成に努めるとともに、それぞれ3町が培ってきた歴史、伝統、文化など、地域の特性を大切に受け継ぎ、本市のさまざまな礎を築くこと

ができました。

この10年間は、第一次みやま市総合計画に沿って本市発展の基盤づくりを推進してまいりました。いま一度、私の政治信条であります市民目線の政治に立ち返り、次の10年をさらに飛躍し、明るく照らす新たなまちづくりを進めてまいります。

さて、一昨年、全国的な人口減少や少子・高齢化、首都圏への人口集中を背景に、まち・ひと・しごと創生法が制定され、国と地方が一体となって人口減少に歯どめをかけ、地方に活力を取り戻す地方創生の取り組みがスタートいたしました。

本市では、一昨年12月に、みやま市定住促進計画を策定し、それをベースに昨年10月、人口の現状分析と将来人口の推計を示した人口ビジョンと今後5カ年の基本目標や具体的施策をまとめたみやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。

この総合戦略に沿って、みやま市ならではの特性を生かした人口減少に歯どめをかける取り組みを展開し、本市の総合力、実行力を高め、地方創生を推進してまいり所存でございます。

特に、二大事業であります、エネルギーの地産地消とバイオマス産業都市構想によるバイオマスセンター整備が本格化いたします。これらの事業は、地方創生の最重点事業と位置づけており、この事業にかかる私の思いを述べさせていただきます。

昨年3月に、本市等が出資する電力売電会社みやまスマートエネルギー株式会社を設立いたしました。11月には、市役所を皮切りに、電力供給を始め、市内の公共施設や事業所など供給先は50カ所を超えております。この自治体初の先駆的な取り組みが高く評価され、経済産業大臣賞であるグッドデザイン金賞を受賞いたしました。また、全国から100を超える自治体、団体が視察に訪れ、さらには、米国領事館領事が来訪されるなど、国内外からこの取り組みに対する関心が寄せられているところでございます。

本年4月からの電力小売の全面自由化を前に、他業種の参入も活発になってきております。自治体の強みである丁寧なサービスと安心感を全面に打ち出し、市民の皆様と心を一つにして、御支援をいただきながら、日本初のエネルギーの地産地消事業を成功させる所存でございます。

また、九州で初めて国の関係7府省より選定をされましたみやま市バイオマス産業都市構想に基づき、生ごみ・し尿・浄化槽汚泥のメタン発酵発電施設、液肥化施設等を整備したバイオマスセンターの建設を進めてまいります。本施設は、山川南部小学校グラウンドを候補

地としており、市民の皆様と手を取り合いながら資源循環型のまちづくりを実現してまいります。

この二大事業のほかにも総合戦略に基づき、地方創生に向けた各種施策を展開していくわけですが、今後、ますます進む人口減少を食いとめることは容易なことではありません。しかし、一つ一つの課題を確実に解決していくことで、住んでみたい、住みやすい、住み続けたいと感じられるみやま市をつくり上げることができると確信をいたしております。

あわせて、次世代に負担を強いることがないように自主財源を確保し、費用対効果を見きわめ、将来の安定的な財政基盤づくりに努めながら、積極的な事業展開を推進してまいりますのでございます。

どうか御支援、御協力をお願いいたします。

それでは、平成28年度の市政運営につきまして、公約に掲げております7つの重点政策ごとに述べさせていただきます。

第1の「安全・安心な明るく住み良いまちづくり」といたしましては、自主防災組織の育成、防犯灯のLED化を推進してまいります。また、防犯カメラを公共施設、駅及び道路等に設置し、犯罪に対する抑止力を高めてまいります。さらに、公共施設や小・中学校に配備をしているAEDを更新し、救急救命の環境整備に努めます。

防災情報機能につきましては、福岡県防災行政情報通信ネットワークシステムを3カ年で再構築いたします。また、防災ラジオを土砂災害警戒区域等の方々へ追加配布し、災害危険区域への情報伝達機能を強化してまいります。

消防体制の充実では、老朽化している消防ポンプ自動車等を計画的に更新してまいります。また、筑後地域消防指令センターが、4月からの本格運用に向け、昨年11月から仮運用を開始いたしました。筑後地域10市4町1村の119番通報を受信し、消防車、救急車などの出動指令を行っております。高機能な指令システムを導入しており、災害現場付近の地図を瞬時に表示でき、大規模災害が発生した際は、筑後地域全域の災害情報を共有できることから、相互応援体制が迅速化されるなど、災害対応力の強化が図られております。

増加している空き家への対策でございますが、実態調査を踏まえ、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等対策計画を策定いたします。老朽化している空き家の対策や空き家バンク等による利活用など、総合的かつ計画的に推進してまいります。

社会基盤の整備につきましては、道路、橋梁など生活インフラ施設の点検、整備を行い、

長寿命化を図ってまいります。また、老朽化している水道管の更新や水源地の水質改善、上庄雨水ポンプ場の計画的な改修、修繕等に努めてまいります。さらに、柳川市との共同によるごみ処理施設や葬斎場の建設を推進してまいります。

道路整備では、高田拠点地区の活性化を図るため、JR渡瀬駅周辺の道路整備事業を推進いたします。また、尾野・河原内線舗装改修工事や追分・野内線の道路改良工事等を実施し、さらに、都市計画道路瀬高駅・高柳線のバリアフリー化に取り組んでまいります。

住宅対策では、公営住宅が未整備となっている山川地区に雇用支援機構から雇用促進住宅を購入し、本市管理のもとで入居者をふやすなどの施策を講じ、定住促進につなげてまいります。なお、下楠田団地の建てかえにつきましては、実施設計を策定いたします。

また、市民の公共交通の利便性を図るため、法律に基づく公共交通会議を設置し、福祉バスとの相乗効果を図るコミュニティバスの導入を検討してまいります。

そして、人口減少に歯どめをかけるまちづくりでは、冒頭申し上げましたとおり、みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げました定住化のための施策を着実に推進してまいります所存でございます。

第2の「健全でたくましいこどもの育成」につきましては、本市のすばらしい自然環境や地域コミュニティを生かしながら、知恵、社会性、健康及び挑戦力の4要素から成る「みやまの力」の育成を目指し、みやま市ならではの教育の充実を図ります。

「みやまの力」を育成するため、スクールソーシャルワーカーの配置、特別支援教育の拡充及び少人数対応教育の推進など、教育環境を整備し、図書館教育の促進も含めて人生の土台をつくる「裾野教育」を推進してまいります。

4月に桜舞館小学校が開校をいたします。4つの小学校の歴史と伝統が一つになり、新たな歴史がスタートいたします。統合に当たりまして、議員の皆様のお理解、御協力に厚く感謝申し上げますとともに、これまで御尽力いただきました4小学校のPTAを初め、学校関係者の皆様、市教育委員会の皆様、そして、地域の皆様に改めて御礼を申し上げます。

学校再編の取り組みは、次のグループへと進みます。今後とも皆様の御支援をよろしくお願い申し上げます。

子育て支援の取り組みでは、利用者支援事業を活用し、子ども子育てコンシェルジュを配置し、幼少期からの親子の愛情形成を促すため、子育てに関する相談やサービスの情報提供を行い、妊娠、出産、子育てと切れ目のない支援を行ってまいります。

また、子ども・子育て支援新制度のもと、制度移行による施設整備費や多様な保護者のニーズに応えるために、延長保育、一時預かり保育、病児・病後児保育、休日保育などの特別保育事業を拡充いたします。さらに、放課後児童健全育成事業を組織化した一般社団法人に委託し、保育環境の向上に努めてまいります。

そして、乳幼児、児童医療費の中学校3年生までの助成を継続し、定住促進につなげるとともに、子育て世代が安心して暮らしていけるまちづくりを推進してまいりたいと思います。

また、母子保健対策では、特定不妊治療者を対象とする治療費助成制度を創設し、経済的負担の軽減を図ります。

第3の「農漁業と地場産業の振興及び企業誘致」でございますが、農漁業は、その生産活動はもとより、環境の保全、地域コミュニティの形成といった多面的な機能を有する本市の基幹産業であり、さらなる振興に努めてまいります。

農業分野では、TPP協定や国の農業政策の動向もしっかりと直視し、本市の農業を守るため、地域特性に応じた法人化の推進や担い手の育成を図り、JA、生産者と連携を深め、攻めの農業に取り組んでまいります。

また、農業生産者や加工グループへの支援強化を図り、特産品の開発、製造、さらには販路を拡大し、6次産業化を推進してまいります。

道の駅みやまは、おかげさまで収益が伸びており、連日のにぎわいを見せております。この集客力を生かし、本市の情報発信機能の強化を図ってまいります。また、都心部におきましては、アンテナショップの開設を推進し、市の知名度アップはもとより、地域特産品の販売、観光資源のPR、ふるさと納税などの本市の取り組みを発信してまいります。さらに、老朽化したナス選果場の選果機の更新を支援し、みやまブランドの構築に努めてまいります。

農業基盤整備につきましては、新たに三池干拓パイプライン事業を実施するとともに、山川2期土地改良事業による農地集積を促進いたします。

水産業の振興では、漁港の機能保全計画に基づき、効率的な維持管理を実施してまいります。

企業誘致の推進でございますが、このたび、いすゞ自動車九州株式会社の誘致が決定いたしました。国道443号バイパス沿いに整備と販売を兼ねたサービスセンターが建設されることにより地元雇用が期待されます。

さらに、みやま柳川インターチェンジ、有明海沿岸道路、国道443号バイパスなどの整備

による交通の利便性を生かした企業誘致を継続推進してまいります。

また、食品製造関連の企業立地フェアに参加し、本市の特性をPRし、積極的な誘致の働きかけを行ってまいります。

観光事業につきましては、みやま市観光振興計画を見直し、本市が持つ多様な地域資源を生かし、観光振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進をいたします。また、本市のPRなど、知名度向上を図るために観光大使を委嘱してまいります。

昨年7月に、市・商工会・観光協会によるみやま魅力発信協議会が発足をいたしました。3者の連携により「幸のくにみやま」の魅力を発信してまいります。

さらに、地域おこし協力隊を受け入れ、本市の地域資源の活用や交流人口の拡大を促進するとともに、エネルギーの地産地消やバイオマスの先駆的な取り組み等を積極的に発信し、本市のPRに努めます。

また、3月に福岡ソフトバンクホークスのファーム本拠地であるHAWKSベースボールパーク筑後がオープンをいたします。ホークス効果により、観光客の増加が見込まれることから、積極的な宿泊施設の誘致に取り組んでまいります。

第4の「高齢者、障害者への健康・医療・福祉の充実」におきましては、まず、食育推進計画に沿った地産地消を生かした食と健康の連携を図り、市民の健康づくりを推進してまいります。

高齢者の福祉でございますが、自主的な運動習慣づくりや介護予防を促進いたします。介護保険につきましては、適正な認定、給付に努め、平成29年4月から要支援1・2のサービスの一部が地域支援事業へ移行することから、その準備に取り組んでまいります。

また、高齢者の自動車運転による交通事故の抑止を図るため、運転免許証の自主返納者への支援制度を創設いたします。

買い物弱者の支援でございますが、商工会と連携して作成いたしました買い物お助け帳の協力店舗を拡充し、その活用について広く啓発を行ってまいります。

さらに、団塊の世代が後期高齢者となる2025年問題を見据え、在宅医療の推進、医療と介護の連携及び認知症対策を含めた生活支援体制などの充実を図り、高齢者が住みなれた地域で生活できるよう取り組んでまいります。

障害者福祉につきましては、障害福祉計画等に基づき、福祉サービスの充実を図りながら、障害者の自立と社会参加を促進します。

また、障害者差別解消法の円滑な運用に向けて、障害を理由とした差別の防止や相談に関する体制を整備するとともに、啓発活動に取り組んでまいります。

第5の「男女共同参画社会の推進」では、男女共同参画基本計画に基づき、審議会等における女性委員の登用率30%の早期達成を目指してまいります。また、女性はその希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる職場環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定されました。女性職員の登用促進などに努めてまいります。

第6に「文化、スポーツを通じた健康長寿のまちづくり」でございますが、高齢化率が高い本市にとって、介護を必要とせず、自立して健康な生活を送ることは、市民の皆様の願いでもあります。

その実現のために、まずは気楽にできる軽スポーツやラジオ体操の普及など、運動しやすい環境を整備するとともに、体力の維持・向上のためのスポーツ大会や教室等を開催してまいります。

次に、文化、情報の発信拠点施設として大きな役割を担っております市立図書館につきましては、開館日の拡大や開館時間延長を行い、利便性の向上に努めてまいります。

さらに、文化活動の拠点であります瀬高公民館の老朽化対策につきましては、総合市民センターあり方検討委員会からいただきました提言を踏まえまして、具体的な検討をいたしてまいり所存でございます。

最後に、第7の「財政の健全化と行政の効率化の推進」でございますが、平成26年度の決算認定で御説明をいたしましたとおり、本市の財政状況は堅調に推移いたしております。また、財政指標の経常収支比率や将来負担比率などは県下の市の中で上位に位置をいたしております。この状況をこれからも維持するために、第二次行政改革大綱を積極的に推進してまいります。

また、国の地方創生や1億総活躍などの動向に注視し、国・県の補助金をできる限り確保することにより、より一層の市の負担軽減に努めてまいります。

さらに、市が所有する固定資産の台帳整備を行い、公共施設等総合管理計画を策定いたします。また、新公会計による財務諸表の準備に取り組んでまいります。

そのほか、株式会社有明ねっこむが、現在、コミュニティFMの開局に向け、準備を進めております。大牟田市、荒尾市を含めた放送エリアとしており、地域に密着した情報の積極的な発信手段になるものと期待をいたしております。



組織整備につきましては、日々変化する社会情勢、市が直結する課題に対応するため、柔軟に組織機構の見直しを行ってきたところでございます。今回、市民相談室を設置し、本市へのU・Iターンを望む方々の就職、居住を初め、空き家バンクの紹介など、市民の皆様が相談する場を設けてまいります。

以上、7つの重点政策を中心に編成した結果、一般会計の当初予算は18,427,000千円を計上いたしましたところでございます。

私は、新年の仕事始め式の挨拶で、さまざまな事業に果敢に挑戦していきたいと抱負を述べました。また、職員に対しても市民の皆様と一緒に知恵を出し合い、失敗を恐れずに挑戦してほしいと要望いたしました。

この1年は、みやま市の輝かしい未来のために挑戦する年となると考えております。

本市の特性を生かし、他の自治体に先駆けた地方創生の取り組みに対し、市民の皆様、職員、そして、議員の皆様と英知を結集し、全身全霊を傾けて挑戦してまいります。

そして、市民の皆様がみやま市に生まれてよかった、暮らしてよかったと実感していただけるような輝かしい未来を切り開いてまいりたいと思っております。

最後に、議員の皆様を初め、市民の皆様の深い御理解と一層のお力添えをお願い申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

## 日程第6 議案一括上程

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第6．議案の一括上程を行ってまいります。

同意第1号から第3号までの3件、諮問第1号から第4号までの4件、承認第1号の1件と議案第1号から第28号までの28件を一括議題といたします。

## 日程第7 提案理由説明

### ○議長（牛嶋利三君）

日程第7．市長の提案理由説明を行ってまいります。西原市長、お願いします。

### ○市長（西原 親君）（登壇）

本議会に提案をいたしております案件について御説明を申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付いたしております同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてから、議案第28号 平成28年度みやま市水道事業会計予算までの36件でございます。

まず、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、みやま市固定資産評価審査委員会委員である深野茂氏が平成28年3月31日で任期満了のため、同氏を再任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、みやま市固定資産評価審査委員会委員である桑野セツ子氏が平成28年3月31日で任期満了のため、同氏を再任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、みやま市固定資産評価審査委員会委員である生清純氏が平成28年3月31日で任期満了のため、今回新たに今福潮己氏を選任したいので、議会の同意をお願いするものでございます。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員である河野典子氏が平成28年6月30日で任期満了のため、再度、人権擁護委員候補として法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員である和田章仕氏が平成28年6月30日で任期満了のため、再度、人権擁護委員候補として法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員である越智幸子氏が平成28年6月30日で任期満了のため、再度、人権擁護委員候補として法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に、諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、人権擁護委員である古賀好広氏が平成28年6月30日で任期満了のため、今回新たに末吉達矢氏を人権擁護委員候補として法務大臣に推薦したいので、議会の意見を求めるものでございます。

次に、承認第1号 専決処分の承認について（専決第4号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年12月28日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、議事に報告し、承認を求めるとのことでございます。

次に、議案第1号 みやま市行政不服審査会条例の制定につきましては、行政不服審査法の改正に伴いまして、新たに附属機関を設置するため、条例を制定するものでございます。

次に、議案第2号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、行政不服審査法の改正に伴いまして、関係する条例について、一括して整備

を行うものでございます。

次に、議案第3号 みやま市空家等対策協議会条例の制定につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空き家等対策計画の作成や実施並びに計画を推進するため、協議会を設置するものでございます。

次に、議案第4号 みやま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして条例を改正するものでございます。

次に、議案第5号及び第6号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職等の給与について、国家公務員に準じた改定を行うため、条例を改正するものでございます。

次に、議案第7号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定につきましては、桜舞館小学校の開校に伴い、新たな施設の使用料について条例に規定するものでございます。

次に、議案第8号 みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の制定につきましては、4校小学校の統合に伴い、閉校となる学校跡地施設の有効活用を行うため、その施設の管理について、新たに条例を制定するものでございます。

次に、議案第9号 みやま市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、農業委員及び新たに規定された農地利用最適化推進委員の定数について、条例に規定するものでございます。

次に、議案第10号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、条例を改正するものでございます。

次に、議案第11号 みやま市過疎地域自立促進計画の策定につきましては、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、同法の失効期限が5年間延長されたことから、平成32年度までの計画について、同法第6条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

次に、議案第12号 みやま市道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるもの

でございます。

次に、議案第13号 みやま市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第14号から第19号までは、平成27年度予算の補正をお願いするものでございます。

今回の一般会計の補正予算は、平成27年度国の補正予算に対応した事業の追加が主なものでございます。

地方創生加速化交付金を活用したエネルギーの地産地消都市づくりの推進や、年金生活者等支援臨時福祉給付金給付事業、また情報セキュリティのシステム強化に対する事業などを追加いたしております。

このほか人事院勧告による職員人件費の追加や各事業の実績見込みに応じた減額が主なものでございます。

また、特別会計予算につきましては、職員人件費の追加のほか、国民健康保険事業や介護保険事業の保険給付費の調整、また、公共下水道事業など実績に応じた減額を計上いたしております。

次に、議案第20号から第28号までは、平成28年度の当初予算を提案するものでございます。

人口減少に歯どめをかけ持続可能なまちづくりを進めるとともに、私の公約であります「安全・安心な明るく住みよいまちづくり」、「健全でたくましいこどもの育成」など、市民生活、市民福祉の向上と地方創生を目指す積極型予算といたしております。

このため一般会計予算の規模は、当初予算といたしまして過去最大となります18,427,000千円、前年度比較では1,040,000千円の増、率にしてプラス6.0%の高い伸びとなっております。

なお、予算等の詳細につきましては、後ほど担当より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上が今議会に提案いたしております議案でございます。よろしく御審議の上、御可決いただきますようお願い申し上げます。

## 日程第8 同意第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第 8. 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いします。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、深野茂氏の任期が平成28年 3 月31日で満了いたしますので、同委員をみやま市固定資産評価審査委員会委員に再任したいので、地方税法第423条第 3 項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

深野茂氏については、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように識見を有し、当該職に最適な方と考えております。御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第 1 号は、会議規則第37条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、同意第 1 号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。同意第 1 号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第 1 号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第 1 号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、同意することと決定をいたしました。

日程第9 同意第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9. 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いいたします。

○市長（西原 親君）（登壇）

同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、桑野セツ子氏の任期が平成28年3月31日で満了いたしますので、同委員をみやま市固定資産評価審査委員会委員に再任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

桑野セツ子氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第2号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。同意第2号の討論につきましては、ただいまのところ通告が

あっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第2号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第2号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、同意することに決定をいたしました。

#### 日程第10 同意第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明を求めます。引き続き、市長、お願いいたします。

○市長（西原 親君）（登壇）

同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、生清純氏の任期が平成28年3月31日で満了いたしますので、今回新たに今福潮己氏をみやま市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

今福潮己氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように識見を有し、当該職に最適な方と考えております。御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

同意を前提なんですけど、基準年度がたしか平成30年と執行部もわかると思うんですけど、固定資産評価委員とか、かなり専門的な見識等必要じゃないかと思っておるんですけど、今、評価委員はどのような構成になっているか、そういう専門的な見地を持っている方がお

られるのかどうか教えていただきたいということです。それでうまくいくということであればそれで結構です。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

総務課長。

○総務課長（西山俊英君）

固定資産税の評価審査委員会の委員につきましては、固定資産税の課税台帳に登録された価格につきまして不服がある場合に審査の申し出を市民の皆様からいただき、その内容につきまして検討するというところでございます。

それで、委員の皆様、お三方につきましては、まずそういった土地とかの関係についてある一定の見識を持っていただいている方でございます。特に今回お願いいたします今福潮己氏につきましては、税務の固定資産税関係を長きにわたりその業務に携わっておられますので、対応等につきましても十分にやっつけられるのかなというふうに考えております。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

経歴がありますけど、この中で、今、税務経験というのはこのセクションで、厚生なんですかね。（「旧高田町時代が入ってございます。に税務課の担当をされておられます」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。基準年度、裁判も控えておる部分もありますので、適任だと思いますけど、委員の構成自体をよろしく願いしておきます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております同意第3号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）



御異議なしと認めます。よって、同意第3号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。同意第3号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第3号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第3号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、同意することと決定をいたしました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。10時50分まで休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時51分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、本会議冒頭に、きょう上津原博議員さんがお父さんの御不幸ということで、全協の中では申し上げておりましたけれども、本会議の中での欠席というようなことを口述しておりませんでしたので、ちょっとおくれましたけれども、1名欠席というようなことで再開いたします。

#### 日程第11 諮問第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件につきまして提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いいたします。

○市長（西原 親君）（登壇）

諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、河野典子氏の任期が平成28年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第

6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として再度、河野典子氏を法務大臣に推薦したいので、議会の意見を賜りますよう諮問するものでございます。

河野典子氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

**○議長（牛嶋利三君）**

お諮りをいたします。諮問第1号につきましては、適任であるという意見を答申したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、適任であるという意見を答申することに決定をいたしました。

#### 日程第12 諮問第2号

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第12. 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件につきまして提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いします。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、和田章仕氏の任期が平成28年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として再度、和田章仕氏を法務大臣に推薦したいので、議会の意見を賜りますよう諮問するものでございます。

和田章仕氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

**○議長（牛嶋利三君）**

お諮りをいたします。諮問第2号につきましては、適任であるという意見を答申したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、適任であるという意見を答申することに決定をいたしました。

#### 日程第13 諮問第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件につきまして提案理由の説明を求めます。西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、越智幸子氏の任期が平成28年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、人権擁護委員の候補者として再度、越智幸子氏を法務大臣に推薦したいので、議会の御意見を賜りますよう諮問するものでございます。

越智幸子氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

お諮りをいたします。諮問第3号につきましては、適任であるという意見を答申したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、適任であるという意見を答申することに決定をいたしました。

#### 日程第14 諮問第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。西原市長、お願いします。

○市長（西原 親君）（登壇）

諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、古賀好広氏の任期が平成28年6月30日で満了いたしますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、後任の人権擁護委員の候補者として末吉達矢氏を法務大臣に推薦したいので、議会の御意見を賜りますよう諮問するものでございます。

末吉達矢氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載いたしておりますように、識見を有し、当該候補者に最適な方と考えております。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

**○議長（牛嶋利三君）**

お諮りをいたします。諮問第4号については、適任であるという意見を答申したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦については、適任であるという意見を答申することと決定をいたしました。

#### 日程第15 承認第1号

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第15. 承認第1号 専決処分の承認について（専決第4号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定）について、提案理由の説明を求めます。坂梨市民部長兼市民課長。

**○市民部長兼市民課長（坂梨一広君）（登壇）**

おはようございます。承認第1号 専決処分の承認について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決第4号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年12月28日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるものでございます。

本件は「地方分野における個人番号・法人番号の利用について」により、個人番号の取り扱い事務が示されておりましたが、平成28年度与党税制改正大綱において、一部の事務における個人番号の利用の扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、平成27年12月18日付で

「地方分野における個人番号利用手続の一部見直しについて」の通知がありましたので、平成27年みやま市条例第15号「みやま市税条例等の一部を改正する条例」の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正を行ったものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。承認第1号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りをいたします。承認第1号は承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、承認第1号 専決処分の承認について（専決第4号 みやま市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定）は、承認することに決定をいたしました。

日程第16 議案第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第1号 みやま市行政不服審査会条例の制定について、提案理由の説明を求めます。塚野総務部長、お願いします。

○総務部長（塚野仙哉君）（登壇）

おはようございます。議案第1号 みやま市行政不服審査会条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、行政不服審査法の改正が本年4月1日より施行されることに伴いまして、新たに条例を制定するものでございます。

現在、本市が決定した処分に対して不服の申し立てが行われた場合、処分を行った部署より弁明書の提出を求め、総務課においてその不服申し立てに対する裁決書を作成し、申立者に対して通知を行っております。

今回の法改正によりまして、裁決の客観性と公平性を高める観点から、裁決書の内容について附属機関に諮問を行うことが規定されており、その設置する機関について本条例で定めるものでございます。

また、あわせて委員の報酬額を規定しておるところでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。15番坂口孝文君。

○15番（坂口孝文君）

まず、行政不服ということですが、これはどこまでの行政不服ということになるんでしょうか。というのが、これやったらほとんどの人がいろんな不服を持っていると思うんですよ。その人たちの訴えを一々取り上げよったら行政としてはとてもなかなか難しいところもありますし、私はこれを見たとき、ちょっとこれかなり行政として痛手というか、推進するとき難しさが出てくるんじゃないかと私は思ったものですから、行政不服というのは大体どこまでの範囲で行政不服として捉えてあるか、ちょっとお聞かせください。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務課長。

○総務課長（西山俊英君）

行政不服審査の範囲ということでございますけれども、この行政不服審査制度につきましては、国と地方公共団体、共通に適用しておる制度でございます。税、社会保険、生活保護など原則全ての行政分野が対象になるということでございます。ですので、こちらが行政が市民の皆様の一つの決定をした内容につきまして、市民の方が不服があった場合は行政不服審査ができるということになっております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

15番坂口孝文君。

○15番（坂口孝文君）

そういうことになるでしょうね。ところが、これかなりの広範囲になってしまいますので、これ簡単な話じゃないと私自身は思っておるんです。しかし、これは国がつくっている以上、自治体のほうもつくらにゃいかんわけですから、ここでやっぱり大事になってくるのは5人以内の委員ですね。ここには厳しい守秘義務が課せられているわけですね、この委員さんには。ところが、なかなか守秘義務を遵守できて、専門的知識を持っているという人はそんなにいないと思うんですよ。ですから、ここら辺の人員の選択はより厳しくやっていただきたいというふうに要望しておきます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

今の坂口議員に関連ですけど、ちょっと説明が広範囲のほうで守備範囲になるような多分私は誤解を与えている。いわゆる行政行為としての処分、不作為、そういうものが行政不服審査法の中の対象になると思うんですけど、そういう意味で多分西山総務課長は言われたと思うので、単なる苦情とか、そういうものは行政処分の中に入らない、不作為にも入らんから、範疇に入らないと思うんですけど、ちょっと念のため、お聞きしたいんですけど。

○議長（牛嶋利三君）

西山総務課長。

○総務課長（西山俊英君）

行政に対する苦情といった部分につきましては、対象としては入りません。要は行政のほ

うからいろんな手続等が市民の皆様にあった場合に、それを決定する行為、決定する行為に対して不服があった場合に、こういった救済の道があるということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

わかりました。簡略に言えば、行政として行った行為、処分、それについての第三者委員会をつくっていくということで、よくわかりました。

中身的に、第1条に本則中「不服申立人等」を「審査請求人等」にと、「等」を入れると、この等というのは何か範囲が広がったんですか、代理人を入れるとか、そういう部分が。2番目の質問です。

○議長（牛嶋利三君）

もう一回、ちょっとどの部分か示してくれんですか。

○4番（末吉達二郎君）

議案第2号というのがありますよね。開いてもらって1ページに、第1条で本則中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」、どちらも「等」を含めるということになっておりますよね。ということは範囲が広がったのかなと、申し立てをする人の範囲が広がったのかなということでお尋ねしたんですけど。（発言する者あり）あっ、まだ議案第2号に入っていないわけですね。失礼しました、私の間違いです。

○議長（牛嶋利三君）

まだ議案第1号です。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号は総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）



御異議なしと認めます。よって、議案第1号は総務常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第17 議案第2号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第2号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き塚野総務部長、お願いします。

##### ○総務部長（塚野仙哉君）（登壇）

議案第2号 行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、行政不服審査法等の改正に伴いまして、関係する条例について一括して整備を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、不服申し立ての手續を異議申し立てと審査請求の2つの類型から審査請求に一元化したことに伴いまして、条例内の文言を修正すること、また、個人情報審査会等の諮問機関を別途有するものに対して行政不服審査法の適用もしくは適用除外について規定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

##### ○議長（牛嶋利三君）

質疑を行います。4番末吉達二郎君。

##### ○4番（末吉達二郎君）

先ほどは大変失礼しました。

今言ったとおり、この「等」はどういう趣旨で入ったのか。行政不服審査法で入ったんですから、その意味合いを教えてください結構です。

##### ○議長（牛嶋利三君）

西山総務課長。

##### ○総務課長（西山俊英君）

ここの「等」の表現でございますけれども、この案件につきましては、行政不服審査法関連3法案ということでございます。内容につきましては、行政不服審査法、それと行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、それと行政手続法の一部を改正する法

律、この3つの法律によりまして改正するものでございますので、等という表現をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号は総務常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第18 議案第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第3号 みやま市空家等対策協議会条例の制定について、提案理由の説明を求めます。塚野総務部長、お願いします。

○総務部長（塚野仙哉君）（登壇）

議案第3号 みやま市空家等対策協議会条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、空家等対策の推進に関する特別措置法の施行に伴い、空家等対策計画の作成や実施に関する協議機関を設置するため、条例を制定するものでございます。

適切に管理されていない空き家が防災、衛生、景観等の住民生活環境に影響を及ぼしていることに鑑みまして、空家等対策の推進に関する特別措置法が制定をされました。

本市で行いました空き家の実態調査では、948戸の空き家が見込まれており、設置いたします協議会において空家等対策計画の作成のほか、空き家等の適正管理、特定空家等の措置に関する協議など、さまざまな施策を推進してまいりたいと考えております。

また、組織は市長のほか市議会議員、学識経験者などで構成することといたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

#### 日程第19 議案第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第19. 議案第4号 みやま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き塚野総務部長、お願いします。

○総務部長（塚野仙哉君）（登壇）

議案第4号 みやま市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が施行されることにより、本条例について所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号は総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号は総務常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第20 議案第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第20. 議案第5号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。塚野総務部長、お願いします。

○総務部長（塚野仙哉君）（登壇）

議案第5号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、昨年8月に国家公務員に対して出された人事院の給与勧告に対し、国においても関係法律の改正がなされたことに伴い、これまでも人事院勧告に準拠して給与改定を行ってきた本市の経緯を踏まえ、条例の改正をお願いするものでございます。

具体的には、市長、副市長、教育長及び議会議員の12月の期末手当について0.15カ月分を、一般職の12月の勤勉手当について0.1カ月を引き上げ、改定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。議案第5号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。この採決は起立によって行います。

議案第5号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第5号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案どおり可決をされました。

#### 日程第21 議案第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議案第6号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。塚野総務部長、お願いします。

○総務部長（塚野仙哉君）（登壇）

続きまして、議案第6号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、昨年8月に国家公務員に対して出された人事院の給与勧告に対し、国においても関係法律の改正がなされたことに伴い、これまでも人事院勧告に準拠して給与改定を行ってきた本市の経緯を踏まえ、条例の改正をお願いするものでございます。

具体的には、市長、副市長、教育長及び議会議員の期末手当について6月支給の1.4カ月を1.5カ月に、12月支給の1.75カ月を1.65カ月に、一般職の勤勉手当について0.85カ月を0.8カ月に改定するものであります。

また、地域手当については、上限の率を100分の18から100分の20に、管理職特別勤務手当については、週休日等に勤務した場合のみであったものを平日に勤務した場合も対象とすることに、管理職手当については、課長職の給料月額10%から51,900円に、部長職の給料月額13%から66,400円に、それぞれ定率から定額にすることとし、給料表については国に準じて改定を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号は総務常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号は総務常任委員会に付託することと決定をいたしました。

## 日程第22 議案第7号

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 議案第7号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。大津教育部長。

○教育部長（大津一義君）（登壇）

皆さんこんにちは。議案第7号 みやま市立学校施設設備利用条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、飯江小学校、竹海小学校、山川東部小学校、山川南部小学校の閉校並びに桜舞館小学校の開校に伴い、利用に供する学校施設設備の一部を変更する必要があるため、条例の改正をお願いするものであります。

具体的には、別表に掲げる屋内施設に新たに桜舞館小学校多目的ホールを追加するととも

に、夜間照明設備からは竹海小学校運動場を削除し、新たに桜舞館小学校を追加する内容でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号は文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号は文教厚生常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第23 議案第8号

○議長（牛嶋利三君）

日程第23. 議案第8号 みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。引き続き大津教育部長、お願いします。

○教育部長（大津一義君）（登壇）

続きまして、議案第8号 みやま市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、桜舞館小学校の開校に伴い、閉校となる竹海、山川東部、山川南部の3小学校の体育館、運動場につきまして、地域住民の体育、スポーツ及びレクリエーションの場として有効活用を図るため、条例を制定するものでございます。

なお、閉校となります3小学校の跡地に関する利活用につきましては、みやま市公共施設跡地等活用検討委員会において協議検討を行っているところでございます。今後、跡地の活用方法が正式に決定した場合は、その内容、目的と照らし合わせ、必要に応じて改正することといたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号は文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号は文教厚生常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第24 議案第9号

○議長（牛嶋利三君）

日程第24. 議案第9号 みやま市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。横尾環境経済部長、お願いします。

○環境経済部長（横尾健一君）（登壇）

こんにちは。それでは、議案第9号 みやま市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、本市の農業委員会の委員の定数及び農地利用最適化推進委員の定数について、条例に規定するものでございます。

農業委員会の主たる使命は、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進など、農地利用の最適化にあります。

それらをさらに推進するため、今回の法改正により、新たに農地利用最適化推進委員を設置することが規定され、また、農業委員会委員の選出方法が公職選挙法による選挙制と市議会及び農業関係団体推薦の併用から、市議会の同意を要件とする市長の任命権に一本化されております。

なお、本条例の適用につきましては、次の農業委員会の改選時からとする経過措置を設け



ております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は産業建設常任委員会に付託をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第25 議案第10号

○議長（牛嶋利三君）

日程第25. 議案第10号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。北嶋消防長、お願いします。

○消防長（北嶋俊治君）（登壇）

皆さんこんにちは。議案第10号 みやま市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令が施行後10年を経過し、当初、同省令で想定していなかった家庭用ガスコンロのガスグリドル付コンロ及び入力が5.8キロワット以下であります電磁誘導加熱式調理器が流通してきた現状を踏まえ、同省令の別表が改正されたことに伴い、火災予防条例別表第3について当該設備及び器具に係る離隔距離の追加等が必要となるため、所要の改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号は総務常任委員会に付託をしたいと思います。  
御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号は総務常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第26 議案第11号

○議長（牛嶋利三君）

日程第26. 議案第11号 みやま市過疎地域自立促進計画の策定について、提案理由の説明を求めます。塚野総務部長、お願いします。

○総務部長（塚野仙哉君）（登壇）

議案第11号 みやま市過疎地域自立促進計画、いわゆる過疎計画の策定について、提案理由の御説明を申し上げます。

ちょっと長くなりますけれども、申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

平成24年6月の過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、同法の執行期限が平成27年度末から平成32年度末へ5年間延長されております。本市において平成28年度から平成32年度までを計画期間とする新たな過疎計画を策定するため、同法第6条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

過疎計画の策定に当たりましては、国の定める作成例に基づき作成することとなります。また、具体的支援施策として措置されます過疎債の活用に当たりましては、この過疎計画に記載する必要があるものでございます。

なお、本計画の策定につきましては、同法第6条第4項の規定により、あらかじめ福岡県と協議しなければならないとされており、2月初めに県との協議が調っておりますので、申し添えさせていただきます。

それでは、本計画の概要を御説明申し上げます。計画書の1ページをお願いいたします。

基本的な事項として、みやま市の概況を説明いたしております。

次に、3ページから6ページにかけて、人口の推移と動向でございます。

それから、8ページは行財政の状況、また10ページは地域の自立促進の基本方針でございます。

12ページに計画期間を定めております。平成28年度から32年度までの5カ年間となるものでございます。

続きまして、13ページから項目ごとに現況と問題点、その対策、そして事業計画をお示ししております。

まず、2. 産業の振興でございます。

本市の基幹産業である農業は、県内有数の生産拠点を形成しておりますが、産地間競争や後継者の減少などの課題がございます。また、漁業は江浦漁港の維持管理の課題がございます。一方、商業では買い物客の流出、商店数や後継者不足の課題があり、工業では恵まれた交通利便性を生かした企業誘致が望まれております。また、観光は観光振興計画に基づく観光資源の施設整備、新たな観光ルートの提供が必要となっております。

これらの課題に対し、16ページでは基盤整備など20の事業と、過疎地域自立促進特別事業、いわゆるソフト分の11事業を掲げております。

続いて、18ページでございますが、3. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進でございます。

本市の道路は、これまでの整備により、交通の利便性は高くなっていますが、幹線道路やアクセス道路の整備が課題となっております。また、橋梁の老朽化対策も必要でございます。交通機関の確保では、市内各駅の周辺整備の推進や生活交通の確保も必要でございます。

これらの課題に対しまして、20ページに市町村道の整備や渡瀬駅周辺整備事業などを掲げ、事業を推進することといたしております。

次に、21ページ、4. 生活環境の整備について御説明を申し上げます。

上水道、汚水処理は施設の老朽化対策と下水道、浄化槽の普及を進める必要がございます。また、廃棄物処理、火葬場の環境衛生施設は、バイオマス産業都市構想の推進や有明生活環境施設組合により施設整備を推進しております。消防につきましては、消防ポンプ自動車の更新・消防格納庫の老朽化が課題となっております。一方、住宅は下楠田団地の建てかえを

推進しております。

これらの課題に対し、23ページから24ページに廃棄物処理施設など18の事業と、ソフト分の3事業を推進することといたしております。

続きまして、25ページ、5. 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進でございます。

介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画や子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の推進、また地域福祉計画に基づく福祉のまちづくりを目指す必要があります。26ページに児童福祉施設の整備のほか、ソフト分13の事業を掲げております。

次に、28ページ、6. 医療の確保でございます。

地域の中核病院との連携による安心して暮らせるまちづくりの推進が必要です。ソフト分の3事業を掲げておるところでございます。

次に、30ページ、7. 教育の振興について御説明を申し上げます。

みやま市ならではの教育を推進する学校教育は、特別支援教育や教職員の研修の充実が必要でございます。また、施設の安全の確保に努め、学校再編の推進が必要です。また、社会教育では、生涯学習の推進に努めていますが、活動のリーダーの養成などが課題となっております。また、施設については老朽化もあり、市民の活動拠点の整備が必要となっております。

さらに、社会体育では、スポーツ大会開催による交流などの推進や少年スポーツクラブの減少や指導者の不足などの課題があります。

これらの課題に対し、32ページから33ページにかけまして学校教育関連施設等の整備を初め、ソフト分の事業を推進することといたしております。

次の34ページ、8. 地域文化の振興等でございます。

本市の恵まれた史跡や伝統文化を貴重な地域資源として交流事業や観光事業への活用や保全に努めることとしております。

次に、36ページ、9. 集落の整備でございます。

本市の高齢化は国、県の平均を上回る速さで進んでおり、現状のままでは地域の支え合いの維持が困難になります。地域の魅力を効果的に広報し、家賃補助などによる定住化を促進することといたしております。

次に、38ページ、10. その他地域の自立促進に関し必要な事項でございます。

再生可能エネルギーの普及・エネルギーの地産地消の取り組みを推進し、エネルギーの地

産地消による地域経済の循環、地域雇用の創出を目指しております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

気になるのが1つだけあります。るる聞きたいことは山ほどあるんですけど、1つだけ。

16ページの観光の中で「清水山荘の改修を推進します」というのが上から5行目にございます。これは過疎を使うという意味では有意義かもしれませんが、毎年二百数十万円を使って、私、決算でも予算のときでもいつも確認していますが、どういうふうに改修を考えてあるのか、具体的な対応、状況を教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

山荘の改修の件でございますけれども、以前から議会から御指摘いただいておりますとおり、維持費だけ今かかっているような状況でございます。そこで、これからどうするかということ、これを庁内の部課長で構成いたします公共施設跡地等検討委員会というのを立ち上げまして、鋭意今どうするかということを検討中でございます。相当老朽化が進んでおりまして、水回り、それから空調等で相当な経費がかかる模様でございます。また、旧大蔵省、国の補助金の適正化法の関係で取り壊したりする場合にまた返還のお金があるかと思われまして、いろいろ事情がございまして、今ここで結論は出ておりません。もし改修するに当たりましては過疎債の活用も可能でございますので、この過疎計画に上げさせていただいて、今後またさらに議論させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

ということは、あくまでもここに仮に改修する可能性として書いているだけで、具体的に決まっていないというふうな判断をすればいいということだと思いますけど、それじゃその場合に、どういうふうに今後、例えば、先ほど残額を全部返還してつぶすということも考え

られるということによろしいんですか。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

御指摘のとおり、総合的に検討するということによろしかろうと思います。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ございませんか。4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

これ議長にお尋ねしたいんですけど、このメニューが各委員会いろいろわたっているんですけど、これ予定としてはどこかの委員会に渡すということやったですかね。

○議長（牛嶋利三君）

総務です。

○4番（末吉達二郎君）

総務ですか。今のは質問じゃなくて、議長のほうにお願いなんですけど、今、壇議員もおっしゃった産業経済のほうもいろいろ多岐にわたるメニューが入っておるわけなんですよ。そういう分について深く審議するというようなことの趣旨に立てば、全体で審議するというか、そういう形のほうがより市の実態を反映した過疎計画、今後、平成28年からなるような気が私はするんですけど、一応提案ということで受けとめてもらって、御審議いただきたいということがお願いします。

それと、個別の質問として、どこのページにも書いてある、例えば17ページ、(4)公共施設等総合管理計画との整合、全てが公共施設については平成28年度計画ということになっておりますけど、これは何か理由があっただろうと思いますけど、どういうことですかね。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

国の指導によりまして、自治体は平成28年度までに公共施設等総合管理計画を策定しなさいという指導がございます。これは厳しい財政状況のもとに公共施設の改修時期とか更新時期を迎えますので、維持管理に相当な経費が見込まれると、そういう状況にあって、財政負担の軽減でありますとか、公共施設の統廃合も含めて検討しなさいというのが国の指導でござ

ございます。これに当たりましては、固定資産台帳の策定を今2カ年かけて本市は委託をいたしておるところでございます。平成27年度、28年度で固定資産台帳を策定いたしまして、本市の公共施設をきちんと把握すると、そしてその把握した状況をもって28年度中に公共施設等総合管理計画を策定する予定といたしておりますので、今回議決いただく予定といたしております過疎計画には、こういう記載とさせていただいているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

2回目の質問、公共施設については、近隣で大牟田市も早く策定できておるし、喫緊の問題と思うけど、この先送りされた理由というのが台帳の不備ということで今おっしゃったけど、ちょっと遅きの感があります。これは私の感じ方です。それをとやかくは言いません。

それで、やっぱりこれコスト負担とかいろんな分の相当な部分を抱えて、さっき塚野総務部長が言いよった過疎債の要件になっておると思いますよね。この計画に入っておくべきもので、これのまた具体的なメモ書きというのはないはずと思うんで、これ書いていないと、多分過疎債を借りられないと思うんですよね。そういうことからいくと、いろんな公共施設があつて、やっぱり新しくせにゃいかん、整備せにゃいかん、いろいろあるけど、ちょっと遅い感じがしますんで、そこら辺は担当課、市長、副市長、よろしく計画をお願いします。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

答弁要らんですか。

○4番（末吉達二郎君）

答弁していただけるならありがたいですね。

○議長（牛嶋利三君）

坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）

御指摘のとおり、近隣では大牟田市さんが既に策定をされています。公共施設等総合管理計画が今、近隣では大牟田市だけだと思います。確かにおくれた面はございますけれども、これまで合併もありまして、公共施設の適正な台帳も不備な点がございました。それもあわ

せて、今回2カ年かけて固定資産台帳を策定いたしておりますので、どうか御理解賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

4番末吉達二郎君。

○4番（末吉達二郎君）

合併から10年ですよ。ということは、今、企画財政課長としても執行部のかわりに御答弁いただいたろうと思いますけど、やっぱりこういうのは、公共施設というのは一番金がかかりますから、その面では財政としてはつかんでおくべきだったと思います。感想を述べました。以上、終わり。

○議長（牛嶋利三君）

ほかにございませんか。質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号は総務常任委員会に付託することに決定をいたしました。

#### 日程第27 議案第12号

○議長（牛嶋利三君）

日程第27. 議案第12号 みやま市道路線の廃止について、提案理由の説明を求めます。石橋建設都市部長、お願いします。

○建設都市部長（石橋慎二君）（登壇）

皆さん改めてこんにちは。それでは、議案第12号 みやま市道路線の廃止について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第10条第1項の規定により、市道路線の廃止をするものでございます。

みやま市全図のデジタル地図化に伴い、全ての市道路線の見直しを行い、地図と道路台帳



の整合性を図るため、本市の市道路線全てを廃止するものであります。

なお、廃止する路線につきましては、別紙「廃止路線一覧表」みやま市道廃止路線総括表に記載のとおり、1級市道31路線、2級市道48路線、その他市道3,035路線、総数3,114路線でございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は産業建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第12号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第28 議案第13号

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第28. 議案第13号 みやま市道路線の認定について、提案理由の説明を求めます。引き続き石橋建設都市部長、お願いします。

**○建設都市部長（石橋慎二君）（登壇）**

続きまして、議案第13号 みやま市道路線の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、道路法第8条第1項の規定により、市道路線の認定をするものでございます。

みやま市全図のデジタル地図化に伴い、市道路線の見直しを行い、地図と道路台帳の整合性を図り、新しく全ての市の道路路線を認定するものでございます。

なお、認定する路線につきましては、別紙「認定路線一覧表」みやま市道認定路線総括表に記載しておるとおり、1級市道31路線、2級市道48路線、その他市道2,974路線、総数3,053

路線であります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

質疑を行います。質疑ございませんか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

先ほど廃止のほうでは3,114本、その他市道がメインですけど、認定のほうでは61本ですか、本数が減っていますよね。統合とか合計でされている部分があると思いますけど、実延長でも1万3,000メートル減っていますよね。これ何か意味があるのか、そこをちょっと教えてください。

○議長（牛嶋利三君）

内野建設課長。

○建設課長（内野逸雄君）

廃止、認定の内容について御説明申し上げます。

まず、新規路線についてでありますけれども、この分につきましては、1路線の中で中間部が道路の形態をしていないという部分で、その箇所を2路線に分化したとか、そういうケースで29路線ございます。

それから、廃止路線につきましては、90路線あります。これにつきましては、圃場整備等により道路形態がない部分、それから圃場整備以外等で廃止漏れ等が現地調査をする中で発生しております。それから、変更路線についてが191路線ございます。これについては、国、県の改良事業等によって起終点が変わった部分、それから有明海沿岸道路、それから九州新幹線等の起終点の変更等を今回させていただいています。

内容的なやつは以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

じゃ、結論的には道路認定の支障がどうのこうのじゃなくて、台帳的に見直しをかけて、実情、生活上は全く支障ない認定、廃止ということで考えていいわけですね。——はい。よろしいです。

○議長（牛嶋利三君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号は産業建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第13号は産業建設常任委員会に付託することと決定をいたしました。

#### 日程第29 議案第14号

○議長（牛嶋利三君）

日程第29. 議案第14号 平成27年度みやま市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

それでは、議案第14号 平成27年度みやま市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入ります、また少し長くなります。よろしく願いいたします。

平成27年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に153,257千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20,380,072千円といたしております。

まず、予算書5ページでございます。

第2表 繰越明許費についてでございますけれども、平成27年度国の補正予算に伴い追加いたします事業や用地の関係等で年度内に完成が見込めない事業につきまして、限度額を定めて翌年度に繰り越すものでございます。

次に、予算書6ページでございます。

第3表 債務負担行為補正でございます。翌年度以降に債務を負担いたしますために、裁判の訴訟代理人委託料や土地改良区への償還金助成金を追加いたしております。また、スクールバスの運行委託料につきましては、新年度の運行に向けまして3月中の契約締結が必

要でございますために追加をお願いするものでございます。このほか、変更は既定の債務負担行為予算に基づきます複数年の契約につきまして入札結果など契約実績に応じて翌年度以降の限度額を減額し、変更いたしております。

続きまして、予算書8ページ、第4表 地方債補正でございます。

国の補正予算に係りますものの追加でありますとか、道路橋りょう整備事業及び過疎対策事業を実績に応じて減額をいたしております。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明を申し上げます。予算書11ページからでございます。

6款. 地方消費税交付金、それから次のページでございます10款. 地方交付税でございますが、決算見込み、また補正予算の一般財源を調整した額を追加いたしております。

予算書13ページでございます。14款. 国庫支出金につきましては、国の補正予算に一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策として追加されましたものを中心に歳出予算と連動して調整いたしております。このうち、14ページの14款2項. 国庫補助金の追加について御説明いたします。

1目1節. 総務管理費補助金のうち地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金8,150千円でございますが、国の補正予算に追加されましたサイバーセキュリティー強化対策に係るものでございます。人口規模による定額で交付される予定でございます。

次に、地方創生加速化交付金でございます。国の補正予算に地方創生の本格展開として設けられたものでございます。地方版総合戦略に位置づけられました先駆性のある取り組みに対し交付するとされておりますが、国から示されております市町村の上限額80,000千円を見込んで計上いたしております。

2目. 民生費国庫補助金の1節. 社会福祉費補助金187,784千円でございます。これも国の補正予算において、賃金の引き上げの恩恵が及びにくい世帯を対象に安心の社会保障として追加されました年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給に要するものでございます。

また、3目. 衛生費国庫補助金のうち地域経済循環創造事業交付金42,000千円でございますが、地域密着型企業の創業等の初期投資を支援するというを目的として交付されるものでございます。本市の出資会社でありますみやまスマートエネルギー株式会社の事業に対して交付するものでございます。

続きまして、15ページからでございます。15款. 県支出金は決算見込み、また歳出予算と

連動して減額するものが多くなっておりますけれども、このうち15款1項1目、民生費県負担金の国民健康保険基盤安定負担金25,398千円は、保険料軽減分などの実績によるものでございます。

次に、予算書17ページ、16款1項2目、利子及び配当金の財政調整基金の運用収入の追加でございます。国債の運用で、利子の収入が見込みよりふえたことから追加をいたしております。

続きまして、予算書18ページ、17款1項1目、ふるさと寄附金についてでございます。決算見込みにより追加をいたしておりますが、今年度寄せられました本市のふるさと納税の見込み額でございますが、約22,000千円と、前年度の2倍程度となる見込みでございます。寄附者の意向に沿いまして、それぞれの目的基金に積み立てることといたしております。

また、4目の農林水産業費寄附金でございますが、株式会社道の駅みやまの収益金について15,000千円の寄附を受け入れるものでございます。寄附金の使途につきましては、農林水産業振興基金に積み立てることといたしております。

次に、予算書20ページ、18款2項1目、財政調整基金繰入金でございますが、財源調整のために基金の取り崩しを予定いたしておりましたけれども、決算見込みによります歳出予算の減額等により、今回繰入金を50,000千円減額いたしております。

21ページでございます。20款、諸収入は柳川みやま土木組合の県営事業負担金の収入を減額いたしております。広瀬堰、名鶴堰の保全対策事業について、実績に応じて減額するものでございます。

また、予算書22ページ、21款、市債でございます。情報セキュリティ強化対策事業に係るものを追加いたしますほか、過疎対策事業債を実績に応じて減額いたしております。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

歳出予算は国の補正予算に伴い追加いたしますもののほか、入札結果、実績見込みによって調整いたしております。

まず、歳出予算全体を通してでございますが、人件費の補正を計上いたしております。人件費の補正は、特別職の期末手当0.15月分の追加、それと人事院勧告によります職員の勤勉手当の0.1月分の引き上げを反映いたしております。このほか、嘱託職員等の実績により調整し計上いたしております。これらの詳細につきましては、予算書52ページからの補正予算給与費明細書、また予算資料に説明をいたしているところでございます。

予算書24、25ページでございます。2款1項9目．基金費は156,000千円を追加いたしております。運用利子の追加によります財政調整基金の積み立て、また各種財源を活用し後年度の市債の償還に備えますために減債基金の積立金1億円を計上いたしております。また、ふるさと寄附金の寄附者の意向によりそれぞれの目的の基金に積み立てでありますとか、農林水産業基金は道の駅の収益金寄附金の15,000千円を積み立てるものでございます。

次に、10目．情報政策費は52,470千円を計上いたしております。マイナンバー制度の本格的な施行を控えまして、国の指導によりまして情報セキュリティの強化を図るものでございます。まず、電算管理費でございますが、基幹システムとなりますマイナンバー利用事務系の端末に、これまではIDとパスワードで管理をいたしておりましたが、それに指紋認証システムの導入をするための経費でございます。また、情報化推進費は、現在、ウェブの閲覧やインターネットメールと情報系端末と共用いたしておりますけれども、これを分割いたしましてインターネット接続系を独立させるための経費でございます。

予算書28ページ、2款3項1目．戸籍住民基本台帳費でございますが、個人番号カード交付事務費を追加いたしております。地方公共団体情報システム機構へ事務委託分として交付するものでございます。

次に、予算書29ページ、3款．民生費について御説明いたします。

3款1項1目．社会福祉総務費は、臨時福祉給付金給付事業費を追加いたしております。平成27年度の簡素な給付措置の対象となりました低年金受給者に平成28年度中に65歳になる低年金受給者を新たに加えて、1人当たり30千円を支給するものでございます。5,900人への支給を見込んでおります。

30ページ、各特別会計への繰出金を調整いたしております。国民健康保険事業特別会計は保険料軽減によります基盤安定事業等の追加、介護保険事業特別会計は保険給付費の追加に伴うものを計上いたしております。

31ページ、3款2項2目．児童措置費、子どものための教育・保育給付費でございますが、国の方針により所得要件を設けまして、第3子以降の保育料を無償化するためのシステム改修費を計上いたしております。また、特別保育事業費は子ども・子育て支援新制度による制度改正分や実績に応じて計上いたしております。

続いて、予算書33ページ、3款4項1目．災害救助費は、さきの1月の寒波によります水道管凍結災害によりまして、近隣市町から援助を受けました非常用保存水を返却するための

購入費用でございます。

次に、予算書35ページ、4款1項4目、環境衛生費の環境衛生事務費でございます。有明生活環境施設組合負担金を追加いたしておりますけれども、新火葬場建設のための用地購入費に対する負担金でございます。

続きまして、7目、地域エネルギー政策費は124,000千円を計上いたしております。国の交付金を活用いたしまして、エネルギーの地産地消都市づくりを推進するものでございます。

まず、エネルギー地産地消広域展開システム開発等委託料は、本市の各種市民サービスと連携いたしました電力の地産地消モデルをシステム化して、他自治体への展開を目指すものでございます。

また、自営線供給制御システム開発等委託料でございます。送電線を自営化して、より安い電力の供給や再生可能エネルギーの普及を目指しまして、モデル地区のエリア制御システム等を開発するものでございます。

次に、地域経済循環創造事業交付金でございます。みやまスマートエネルギーが行います、おひさま感謝館の整備に対しまして助成するものでございます。電気ショールーム、コールセンターなど電力の小売事業の拠点整備を行う計画でございます。

続きまして、予算書36ページ、4款2項1目、清掃総務費の一般廃棄物処理施設整備調査費でございます。柳川市と共同で事業の推進を行っておりますごみ処理施設整備につきまして、搬入道路の整備に係る事業費を追加するものでございます。

2目、塵芥処理費、3目、し尿処理費、次の4目、埋立処分費でございますが、入札結果や維持管理費の決算見込みにより減額いたしております。

続きまして、予算書38、39ページの6款、農林水産業費でございます。人件費の追加のほか、入札結果、事業実績に応じて減額いたしておりますが、このうち6款1項5目、農地費の県営農林水産施設整備事業費でございますが、広瀬堰の改修でありますとか農業水利施設保全対策事業、農村振興総合整備事業など県営事業の負担金の実績により減額をいたしております。

続きまして、予算書42、43ページの土木費についてでございます。事業費の実績見込みにより減額をいたしております。地権者との交渉の結果、減額いたしますものと、用地の関係により減額するもの、また国の社会資本整備総合交付金の割り当て事業費の関係により減額するものなどございます。

続いて、45ページ、9款、消防費でございます。庁舎の光熱水費を減額いたしておりますが、消防庁舎の維持管理には新庁舎建設後、初年度に当たります。消防庁舎に設置いたしました太陽光発電などの活用により電気料金が見込みより安く済むというものでございます。

次に、予算書46ページからでございます。10款、教育費は、少人数対応教育費、特別支援教育費の補助職員報酬を減額いたしております。県の教職員加配が認められましたこと、また市の補助職員の配置が見込みより少なくなったことによるものでございます。

以上、議案第14号 平成27年度みやま市一般会計補正予算（第4号）の提案理由の御説明をいたしました。参考として予算資料を添付いたしております。御参照いただきたいと思います。

よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑ありませんか。12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

何点かありますけど、これも全部まとめて3回ですか。ページごとに行きますか。

○議長（牛嶋利三君）

同じ質問はやっぱり3回までで。

○12番（壇 康夫君）

いえいえ、だから、全部にわたって五、六個あるんですよ。どうされます。1個ずつ行くのか。（発言する者あり）何せきょうこの場で即決ですから。

○議長（牛嶋利三君）

もう起立採決するけんですね、即決で。

○12番（壇 康夫君）

慎重に確認させてもらえればと。ページごとに行きますか、まとめて行きますか。

○議長（牛嶋利三君）

まとめて、ひとつお願いします。

○12番（壇 康夫君）

わかりました。

それでは、全部一気にいきますので。まず26ページ、情報化推進費ということで国からの費用がかなり来る部分がありますけど、備品購入費ということで28,000千円、ここで生まれ



ています。まず、この部分で備品で28,000千円はでかいですので、もうちょっと明細がわかるような説明をお願いしたい、これが1点ですね。

次2点目、35ページです。保健衛生費で、浄化槽の設置補助金が9,000千円減になっています。説明資料を見ると、9,000千円減することによって予算が3,270千円に減っています。要は予算が12,000千円あったのが9,000千円減っていると、減額が余りにも大き過ぎるんですけど、浄化槽が何基分に相当して、どういう計画でこの数字になるのか、実績だと思えますけど、何基分かをまず教えてください。

それと、同じく35ページ、その下で地域エネルギー政策費、先ほど電気館ということで、これも国の金があるので有効活用という意味ではいいんですけど、どこにどういう施設を具体的につくられるのか、説明をお願いしたいと思います。

それともう1個が、説明資料のほうの特別職の人件費ということで、資料の13ページに市長の特別職給与費というか、説明が載っています。ここに共済費が990千円、3月補正で2千円増額されてありますけど、28年度の基本予算書を見ると2,860千円あるのが、何で今年度は990千円で済むんだという補正になっているのか、この3分の1ぐらいに減っているの、市長の分だけ、副市長、教育長はそんな変わらんのですよ。副市長で1,483千円ですよ。教育長が2,101千円、何で市長だけ990千円に減るのか、この点を教えてください。

**○議長（牛嶋利三君）**

坂田企画財政課長。

**○企画財政課長（坂田良二君）**

私は、予算書26ページの情報化推進費の備品購入費の内容でございます。

新しくインターネット接続系をつくりますので、そのための備品でございます。内容はサーバーが4台、スイッチングハブと言いましてスイッチですね、スイッチングハブが124個、このスイッチングハブは1つ約50千円弱いたしますので、これが高くなっております。そのほか、ファイアウォールでありますとか、バックアップソフトウェアの込みで28,270千円を計上させていただいております。よろしく願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

松尾上下水道課長。

**○上下水道課長（松尾正春君）**

予算書の35ページの9,000千円の減額のことについて申し上げます。

この補助金につきましては、公共下水道計画区域で事業認可区域外の分について30基を補助するというで予算を組んでおりましたけれども、結果的に8基の申し込みがあったということで9,000千円の減額をさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

横尾環境経済部長。

○環境経済部長（横尾健一君）

続きまして、35ページの地域エネルギー政策費の地域経済循環創造事業交付金の中身でございますけれども、エネルギー政策推進室長の藤吉室長から御説明申し上げますので、よろしく願いします。

○議長（牛嶋利三君）

藤吉エネルギー政策推進室長。

○エネルギー政策推進室長（藤吉裕治君）

私のほうから御説明申し上げます。

先ほどの地域経済循環創造事業交付金を受けて建てる建物の名称は、おひさま感謝館というふうに名称をさせていただきまして、地域の活性化、交流の場として活用できるように喫茶コーナーであったり、簡単な食事や市の特産品を販売できるスペースを併設するという形で考えております。

場所につきましては、市役所南側の別館の東隣、空き家が今現在ありますけれども、そちらのほうを取り壊させていただいて、建物を建てるということにしております。

述べ床面積で480平方メートルで、総2階の建物になる予定でございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

総務課長。

○総務課長（西山俊英君）

予算説明資料の人件費の状況の中の特別職、市長の共済費の関係でございます。28年度の当初予算の額と余りにも額が違い過ぎるのではないかということの御質問でございますけれども、申しわけございませんけど、今ちょっと調査しておりますので、お時間いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

壇議員、ここで休憩して、午後からの会議ということでよろしいですか。（「はい、いいですよ」と呼ぶ者あり）

そしたら、ここで暫時休憩します。

午後 0 時 15 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き午後の会議を再開いたします。

壇議員さんの質問の中で、参考資料の13ページの市長の特別職の報酬の関係あたりの説明やったけど、資料不足ということでしたので、用意できていますか。（「はい」と呼ぶ者あり）そしたら、お願いします。総務課長。

○総務課長（西山俊英君）

それでは、壇議員さんからの御質問についてお答えいたします。

市長が75歳になられて後期高齢者ということになりました。それで、医療が後期高齢者医療のほうに制度移管をするといったところで、今回補正で988千円、補正前の額なんですけれども、この分につきましては、昨年12月に補正をいたしまして、減額補正をいたしまして、1,500千円ほど減額をいたしております。それで、御指摘のように、今度の平成28年度の当初予算につきましては、その75歳の分を負担金として除いた金額ではないものですから、2,860千円というふうな形になっております。ですので、平成27年度で措置したように、ほかの職員給与もそうでございますけれども、12月に減額補正をさせていただければというふうに思っておるところでございますが。（「平成28年度の12月に、今年12月に補正という形」と呼ぶ者あり）はい、そういう形をお願いできればというふうに思っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）壇議員さん、まだほかに何点か質問があったんじゃないですか。（「よかです」と呼ぶ者あり）もう大丈夫ですか。（「そこら辺をはっきりしなさいということでしたので、終わります」と呼ぶ者あり）

じゃ、ほかに質疑ありませんか。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

30ページの社会福祉費の年金生活の給付金なんですけど、5,900人という方が対象という

ことだったんですけど、年幾らぐらい、その線引きがあると思います。ちょっと私が聞いたのは、市県民税を納められない方とか何かそういうのを聞いて、その範囲を教えてください。

それと、47ページの教育の小学校費の、今、桜舞館建設中ですけれども、もう契約は全部終わったということで今月いっぱい工事がかかるとと思いますが、その最終的なのは9月の決算にのるのかどうか、その辺をちょっと伺います。

○議長（牛嶋利三君）

梅津福祉事務所長。

○福祉事務所長（梅津俊朗君）

30ページの年金の受給者について簡単に説明させていただきます。

これにつきましては、基本的に今現在支給いたしております臨時福祉給付金の受給者をベースといたしまして、その受給資格がある方のうちから65歳以上の方を対象としておりますので、まず、考え方としては、現在、ことし平成27年度で6千円の支給をいたしました臨時福祉給付金、消費税8%に伴う補填という意味合いでの、まずその非課税の方ですね、住民税の非課税の方をベースとして、そのうちに加算、イメージ的に加算というイメージといましようか、そのうちから65歳以上の年金受給者の方についてももらえるというようなことでありますので、大前提としてはことしの臨時給付金をもらえる方が対象をベースとしております。

以上でございます。（「わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

では、47ページ、田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中裕樹君）

桜舞館小学校の建設工事に伴います支払い関係につきましては、この後、今月終わりました竣工検査等がそれぞれの部門ごとにあると思いますが、4月以降の支払いになると思いますので、決算は9月決算のほうで出てくると思います。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

平成25年から一応入札があっているじゃないですか。平成27年も契約検査課に聞いたら入札はもう終わっているからというのと、そしたら、もう平成25年度から平成27年の2カ年分で

ここいくわけ、単年度単年度、平成25年度のは平成25年度で終わっている、平成26年度は平成26年度で終わっているわけなんですか、全体的にあれするわけなんですか、それをちょっとお伺いします。

○議長（牛嶋利三君）

田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中裕樹君）

建設関係は基本、今年度に今、校舎、体育館、プール等は契約をしておりますので、平成27年度分として出てくると思います。ただ、例えば、プレハブのリース料とか、年度をまたいできた分については、合計金額は最終的に今年度まで引っ張ってくるような形になると思います。（「再度よかですか」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

去年9月のとき資料をもらったのが、平成25年か平成27年、24億七千何百万円ぐらいの総計があったわけなんですよ。それと、今まで入札契約をしているのがあるじゃないですか。それと合計したら350,000千円ぐらい減なんですよ。そのほかに何かやってあるのか、ちょっとその辺を聞いたかったんで。一応平成25年から、最初からずっと契約検査課で入札があっているわけ、契約を。それで、2,470,000千円というのを一番最後の総合計と、契約検査課の調査したので2,120,000千円ぐらいなので、350,000千円差があるから、その辺を今度決算のときに全部まとめて出して、その辺をちょっと聞いたかったんです。

○議長（牛嶋利三君）

大津教育部長。

○教育部長（大津一義君）

御報告をした中に、委託料等で含めていない金額もあったと思います。今すぐ申し上げられませんが、全体の合計額は、決算が平成27年度の分ができれば過年度分も含めて御報告ができると思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

後でまた聞いてください。一応ルールやけんですね。（「いいです」と呼ぶ者あり）

ほかにございませんか。6番前原武美君。

○6番（前原武美君）

38ページです。6款1項の3目。農業振興費でございます。

この中で今回、中山間地域直接支払事業費が減額されてあります。27,000千円減額されてあります。この減額理由をお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（牛嶋利三君）

大津農林水産課長。

○農林水産課長（大津光若君）

中山間直接支払交付金事業の減額の理由でございますが、大きな理由は協定集落の減であります。集落としては、一応当初37集落で計画しておりましたが、最終的に今年度見直しの年でありまして、今回、手を挙げられた集落が30集落に減っております。これが大きな要因でございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番前原武美君。

○6番（前原武美君）

恐らくそういう団体の減少だろうというふうにお思ひしております。ただ、この団体の方が当初これをされたのは、こういった集落の山間地というんですか、中山間の活力があるためということでされたんですが、長年されておる中でこういった事業については年々と制度が変わっていきます。そうすると、今、地域の方たちが対応できないような形の中でやめられたのが大半だというふうにお聞ひしておるんですよ。そういった分を地域の方たちのそういった地域の活力のためにこの事業を展開されたというふうにお考えます。

それで、制度上、最初は何でも一緒ですが、やるのには大変いい、失礼な言い方で、うたい文句でされてあるわけですね。賛同されてされます。しかし、年々どうしても制度上縛りがあって、この事業に対しての今おっしゃったように、7団体がもうやめられたということがあります。これはどうしても地域のためには必要だというふうにお考えるものですから、そういった制度上、事務的な部分についてはなるべく簡素化されるなら簡素化して、地域の方が取り組むようなやり方に変えていただいて、こういった地域が活力ある事業をされることについては、もっともっと行政側も動いていただきたいというふうにお思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（牛嶋利三君）

大津農林水産課長。

○農林水産課長（大津光若君）

御指摘のとおり、せつかくのこういう事業で地域を守っていくということで、私どももいろいろ推進してきておるわけですが、残念ながら7集落というのが落ちております。この7集落の理由としては、やっぱり高齢化というのがあります。それと5年間の縛り、5年間というのが非常に重荷になって、あと二、三年は大丈夫だけど、後がというところでもう一つ手が挙がらなかったということがございます。この5年間の縛りというのが大変きついのは、これは国の制度でなかなか厳しいところがございます。できれば中途半端ですけれども、3年とか、そういう区切りでできたらまだいいのかなと思いますけど、そういうことも機会あればまた上のほうに上げていきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

6番前原武美君。

○6番（前原武美君）

期間ではなく継続できるように努力してください。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに。7番野田力君。

○7番（野田 力君）

同じところなんですけれども、実は農業については市行政も一生懸命攻めの農業ということで頑張っております。そして、特に所得向上ということで高収益型の事業を推進されておるわけですが、残念ながら活力ある高収益型の事業の補助金を13,000千円余返上するわけですが、最初は多分、そういった計画は手を挙げられて適正な方ということで県のほうに補助金も申請されておると思っております。

こういったことで、せつかく国県のほうで予算をついているにもかかわらず辞退されるということは、攻めの農業に対して物すごく後退せやせんかなと思うわけですが、そういったことが昨年も私はこういった事業についてはぜひ使い切ってどんどんやっていただくようにということをお願いしておりましたが、ことしもまたこういうことで上がっておるから、どのような計画をしておるのかということと、それから、もう1つは、当初の計画が変

われは早目にシフトして次の方のネクストにつないでいくとか、そして、どうしてもみやま市が対応できないと言えば、早目に県のほうに戻して、県のほうはまた県で全県の中で、この高収益型については物すごく要望が前はあっておりましたから、多分それも県全体からすれば予算がいわゆる効果的に使われると思っております。そういったところの何か問題点があるような感じがいたしますから、なぜ残ったのかということと、途中で変更ができなかったのかとか、そこいらを御説明してください。

○議長（牛嶋利三君）

大津農林水産課長。

○農林水産課長（大津光若君）

高収益型の補助金の関係でございますが、平成27年度、団体数ちょっと忘れちゃったけど、市として要望を上げて、県のほうに上げて、一応採択をお願いした分については、全て事業は行っております。この減額は入札等による事業費の減でございます。この減については、最終的な分はちょっと時期的によく覚えていないんですけど、この段階、今の段階でじゃなくて最終の入札等が終わった段階である程度数字はわかりますので、その段階で県のほうにはつないでおります。ただ、その時期が市の議会のほうに出すのが3月議会でしか間に合わなかったということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

○7番（野田 力君）

意外と説明を受けて安心しました。結局、トータル的にはそれは多分県のほうの予算もほかのほうで使われておると思いますし、なるべく残が残ったらば、何か相談してでも次の候補者がおられますからね。特にハウスの助成については多分多いはずと思います。そういった柔軟な対応が多分できるだろうと思っておりますので、今後特に御配慮いただきたいと思っております。

それとあわせて、同じなんですけれども、上のほうの水田農業担い手機械導入、これもかなりニーズが高い補助金だろうと思っております。これも残念ながらまた4,000千円余ほど返納されておりますので、そこいらの実態がどうしてこのような状況が生まれたのか、御説明してください。

○議長（牛嶋利三君）



大津農林水産課長。

○農林水産課長（大津光若君）

この水田農業の機械の関係も高収益と同じでございまして、最終の入札がことしに入ってからでございました。市として県のほうとの要望で取りまとめたところで上げている分は全て事業は行っているところでございます。事業費の減としてこれだけ出てきたということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

7番野田力君。

○7番（野田 力君）

事業残ということで、それはそういうことやったら正当、いい指導をされておるなと思っておりますが、せっかくですから次のほかのほうに回すような方法はなかったのか、そこいらどうですか。

○議長（牛嶋利三君）

大津農林水産課長。

○農林水産課長（大津光若君）

事業費は、みやま市としては手を挙げていた分は全部できました。それ以外の分については、県から追加要望が来るか来ないかというところがまず大きくありまして、今年度については追加要望まではありません。ただ、追加要望があるときは積極的にこちらとしても手を挙げてとり行うような体制は一応とっております。（「安心しました。はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ほかにありませんか。ほかに質疑ないですか。（「なければちょっとよかですか」と呼ぶ者あり）12番壇康夫君。

○12番（壇 康夫君）

これは直接ここで載っているのですが、具体的には多分一部事務組合の話だと思います。資料35ページです、予算書の。有明生活環境施設組合の20,000千円ですね、追加補正で土地購入というのがあります。私、個人的にはこれ瀬高の葬斎場周辺に土地を買って葬斎場を持ってくるんじゃなくて、山川のほうで町のど真ん中という考えは持っておるんですけど、それは事務組合、検討委員会でやられているんで、細かくですね。この内容をもしお示しできる

んであれば、この20,000千円がどういう形で購入される分か、わかれば概要だけでも教えていただけませんか。

○議長（牛嶋利三君）

富重環境衛生課長、いいですか。

○環境衛生課長（富重巧斉君）

ただいまの御質問にお答えします。

先ほどおっしゃったように、当然一部事務組合のことですので、その辺は配慮して答弁させていただきたいと思います。

基本的には、現在ある火葬場の南側の農地を購入して、約1万平米ほど広げるような形になります。（発言する者あり）1万平米やったと思います。（「1町歩」と呼ぶ者あり）1町歩ぐらいだったと思います。それについては、現在、先ほど坂口議員さんのほうからも報告ありましたように、一部事務組合のほうで予算化の議案が可決されて、基本的には今年度中に購入をしたいというスケジュールで、今、地権者と交渉をされていると伺っております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいですか。（「はい、いいです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号は、委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。議案第14号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第14号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第14号 平成27年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決をされました。

日程第30 議案第15号

○議長（牛嶋利三君）

日程第30. 議案第15号 平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第15号 平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算からそれぞれ40,493千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,734,869千円といたしております。職員人件費の追加のほか医療費等の決算見込みに応じて減額し、保険税収入など財源を調整するものでございます。

予算書6ページでございます。

歳入予算でございますが、1款. 国民健康保険税は、課税対象所得が見込みより少なかったことなどから、全体で29,300千円減額いたしております。また、決算見込みにより、3款. 国庫支出金は、療養給付費等負担金、財政調整交付金を追加いたしております。

次に、予算書9ページ、4款. 療養給付費交付金は、退職者医療に係る療養給付費を減額いたしております。

続いて、予算書11ページでございます。

9款. 繰入金は、保険税軽減分など一般会計繰入金を国の定める基準に応じて追加し、基金繰入金は50,000千円減額いたしております。

続きまして、予算書13ページから歳出予算について御説明いたします。

まず、1款1項1目．一般管理費は、職員9名分の人件費を追加いたしております。

次に、予算書14ページ、2款．保険給付費は、1項1目．一般被保険者療養給付費を49,000千円追加いたしまして、2目．退職被保険者療養給付費を65,700千円減額いたしております。医療費の決算見込みにより調整をいたしております。また、2項．高額療養費も同様に一般被保険者分を28,600千円追加し、退職被保険者分を23,000千円減額いたしております。

続いて、予算書19ページからでございます。

7款．共同事業拠出金、8款．保健事業費は、決算見込みにより減額し調整をいたしております。

以上、提案理由の概要を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第15号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。議案第15号の討論につきましては、ただいまのところ通告があってありませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第15号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第15号 平成27年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決をされました。

#### 日程第31 議案第16号

○議長（牛嶋利三君）

日程第31. 議案第16号 平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。引き続き、坂田企画財政課長。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第16号 平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算からそれぞれ1,629千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ625,647千円といたしております。職員の人件費の追加のほか決算見込みにより事務費を減額いたしております。

予算書6ページからでございますが、歳入予算は実績に応じて4款. 一般会計繰入金は、事務費繰入金を減額、6款. 諸収入は、保険料還付金を減額いたしております。

次に、予算書9ページからでございます。

歳出予算は、1款. 総務費は職員2名分の人件費の追加のほか、一般管理費の通信運搬費を実績に応じて減額いたしております。

また、予算書10ページ、11ページ、3款. 諸支出金でございます。1項の保険料還付金を減額し、2項. 繰出金は督促手数料分につきまして一般会計繰出金を追加いたしております。

以上、提案理由の概要を御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。議案第16号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

ただいまより議案第16号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第16号 平成27年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決をされました。

### 日程第32 議案第17号

○議長（牛嶋利三君）

日程第32. 議案第17号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明を求めてまいります。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

続きまして、議案第17号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、介護保険事業勘定の歳入歳出予算にそれぞれ85,639千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,760,179千円といたしております。

職員人件費の追加のほか居宅介護サービスなど保険給付費が不足見込みとなっておりますし

て、決算見込みに応じて追加するものでございます。

まず、予算書6ページからでございます。

介護保険事業勘定の歳入予算は、歳出予算の保険給付費などの追加に応じまして、それぞれの負担割合による決算見込みにより追加をいたしております。

3款. 国庫支出金45,348千円を追加いたしておりますほか、4款. 支払基金交付金、5款. 県支出金を計上いたしております。

また、7款. 一般会計繰入金でございますが、11,264千円を追加いたしております。

続いて、歳出予算についてでございます。予算書10ページからでございます。

1款. 総務費は、職員13名分の人件費を追加いたしております。

2款1項1目. 居宅介護サービス給付費は、利用の増加など決算見込みにより52,476千円を追加いたしております。

このほか、2款7項1目. 特定入所者介護サービス費は32,524千円を計上いたしております。

さらに、4款. 地域支援事業費は、職員3名分の人件費を追加いたしております。

以上、提案理由の概要を御説明いたしました。よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第17号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。議案第17号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第17号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第17号 平成27年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案どおり可決をされました。

日程第33 議案第18号

○議長（牛嶋利三君）

日程第33. 議案第18号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、お願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第18号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算にそれぞれ1,999千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ614,091千円といたしております。

まず、予算書4ページでございます。

繰越明許費は、公共下水道建設におきまして、地下埋設物の都合により不測の時間を要しましたことから年度内に完成が見込めません。その結果、限度額を180,000千円と定めまして翌年度に繰り越すものでございます。

次に、予算書7ページからの歳入予算でございます。

2款. 下水道使用料を決算見込みにより2,829千円追加し、5款. 一般会計繰入金を歳出予算と連動し830千円減額いたしております。

続いて、予算書9ページからでございます。

歳出予算につきましては、1款1項1目. 一般管理費は、水洗便所改造工事補助金を1,000千円減額し、また、2款1項1目. 下水道建設事業費は、職員4人分の人件費を追加いたし



ております。

また、2款2項2目、流域下水道管理費は、流入量の増加に伴いまして、県への負担金を追加するものでございます。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

ただいまより質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第18号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。議案第18号の討論につきましては、ただいまのところ通告があつておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第18号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（牛嶋利三君）**

起立多数であります。よって、議案第18号 平成27年度みやま市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決をされました。

**日程第34 議案第19号**

○議長（牛嶋利三君）

日程第34. 議案第19号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、引き続きお願いします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第19号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算からそれぞれ1,986千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ460,673千円といたしております。

予算書6ページからでございます。

歳入予算は、6款. 一般会計繰入金を減額し調整をいたしております。

また、予算書7ページからになります。

歳出予算は、1款. 総務費、職員5名分の人件費を追加いたしております。また、決算見込みに応じまして2款. 施設管理費は修繕料を減額し、3款. 施設整備費は水質検査手数料を減額いたしております。

以上、提案理由の概要を御説明いたしましたが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第19号は委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論を行ってまいります。議案第19号の討論につきましては、ただいまのところ

通告はあっておりませんが、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第19号は原案どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数でございます。よって、議案第19号 平成27年度みやま市生活排水処理事業特別会計補正予算（第2号）は、原案どおり可決をされました。

#### 日程第35～第42 議案第20号～議案第27号

○議長（牛嶋利三君）

日程第35. 議案第20号 平成28年度みやま市一般会計予算から日程第42. 議案第27号 平成28年度みやま市用地特別会計予算までの8件につきまして、提案理由の説明を求めます。坂田企画財政課長、引き続きお願いいたします。

○企画財政課長（坂田良二君）（登壇）

議案第20号から議案第27号までの8件は、一般会計と特別会計の平成28年度当初予算をお願いするものでございます。提案理由の御説明を一括して申し上げます。どうかよろしくお願いいたします。

まず、議案第20号 平成28年度みやま市一般会計予算について、御説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

平成28年度みやま市一般会計予算は、歳入歳出それぞれ18,427,000千円といたしております。前年度と比較しまして1,040,000千円の増、率にしてプラス6.0%でございます。前年度が骨格予算といたしておりましたことから、比較的高い伸び率となっております。

それでは、当初予算案の具体的内容につきまして、まず歳入予算の主なものを、予算書9ページの事項別明細書により、増減理由を中心に御説明いたします。

まず、市財政の根幹となります1款. 市税でございます。依然として厳しい地域経済状況や納税者の減少などから、市民税の所得割や法人税割が減収となる見込みでございます。一

方、固定資産税は比較的規模の大きい設備に係る償却資産の伸びが見込まれ、増額となる見込みでございます。また軽自動車税が税率の引き上げにより増収となる見込みでございます。このため、市税全体では前年度プラス1.5%の3,413,710千円と見込んでおります。

次に、2款から11款までの交付金等でございますが、地方財政計画に応じて計上いたしております。このうち6款、地方消費税交付金は、消費税率の引き上げ分の影響などから前年度比較163,000千円の増、プラス26.6%の775,000千円と見込んでおります。

また、10款、地方交付税でございます。合併算定がえの段階的縮減や人口減少の影響を考慮いたしまして、一般財源の額を調整した結果、前年度比較212,000千円の減、5,743,000千円を計上いたしております。

次に、14款、国庫支出金及び15款、県支出金は、歳出予算に応じて計上いたしておりますけれども、14款、国庫支出金2,577,736千円、前年度と比較いたしますと184,160千円の増でございます。これは子ども・子育て支援新制度によります児童福祉費負担金の増、また、前年度の骨格予算に対しまして、今年度本格予算といたしましたことから、社会資本整備総合交付金など土木費国庫補助金の増によるものでございます。

また、15款、県支出金は1,993,378千円、前年度と比較いたしますと796,353千円の増でございます。ナス集出荷施設の更新に対します農林水産業費県補助金の増によるものでございます。

次に、18款、繰入金は、財源不足を賄いますために財政調整基金繰入金5億円、公債費の償還に充てるため減債基金繰入金150,000千円などの取り崩しを計上いたしております。

続いて、21款、市債でございます。1,899,600千円の借り入れを見込んでおります。地方交付税の代替措置となります臨時財政対策債511,000千円のほか、過疎対策事業債1,270,400千円を計上いたしております。過疎債は、バイオマスセンターの整備や道路、街路整備、また浄化槽、下水道事業に係る財源など、国の有利な財政措置を積極的に活用する観点から計上いたしております。

続いて、歳出予算の主なものにつきまして、予算書、今度は10ページにより増減理由を中心に御説明いたします。

まず、1款、議会費でございます。予算額195,826千円といたしております。前年度と比較26,095千円の減となっておりますが、これは議員数の減によるものでございます。

次に、2款、総務費1,575,194千円、前年度比較121,247千円の増額といたしております。

電算管理費や戸籍住民基本台帳費のシステム更新費が増額の主な要因でございます。

続いて、3款．民生費は6,918,626千円、前年度と比較いたしますと508,786千円の増額でございます。子ども・子育て支援新制度による保育給付費の増額、また、保育所施設整備事業による増額が主なものでございます。

次に、4款．衛生費1,972,647千円、前年度比較655,643千円の増額でございます。国のバイオマス産業都市の認定を受けまして、その計画を推進いたしますために、生ごみ・し尿汚泥系メタン発酵施設のバイオマスセンター建設費を計上いたしております。平成28年度から30年度までの3カ年で整備する計画でございます。

続いて、5款．労働費につきましては、前年度ほぼ横ばいでございます。11,357千円を計上いたしております。シルバー人材センター補助金など引き続き高齢者の就業機会の拡大などに資するものでございます。

次に、6款．農林水産業費について御説明いたします。

6款．農林水産業費は1,780,998千円、前年度比較680,863千円の増額でございます。ナス集出荷施設の整備補助であります強い農業づくり交付金整備事業補助金540,000千円、また農業水利事業など県営事業負担金の増額によるものでございます。

続いて、7款．商工費は232,784千円、前年度比較1,106千円の増額でございます。地域おこし協力隊の雇い入れ費用など観光費の増額が主なものでございます。

続きまして、8款．土木費について御説明いたします。

8款．土木費は1,811,779千円、前年度比較958,426千円の増額といたしております。前年度の維持管理費や当面の工事費を中心としておりました骨格予算から、今年度は本格予算といたしております。このことから大幅な増額となっております。JR渡瀬駅周辺整備工事や雨水ポンプ場整備工事、公営住宅整備事業などを計上いたしております。

次に、9款．消防費は781,308千円、前年度比較ほぼ横ばいの1,189千円の増額でございます。常備消防のポンプ車、また山川南部第一分団のポンプ車の更新を計画いたしております。

続いて、10款．教育費について御説明を申し上げます。

10款．教育費は1,559,947千円、前年度比較1,916,407千円の大幅な減額でございます。前年度に統合小学校の建設費があったことなどによるものでございます。このほかスクールソーシャルワーカーの配置、また中学校35人学級制など、きめ細かな教育環境に努めることといたしております。

また、12款．公債費は1,552,736千円、臨時財政対策債の償還額がふえるなど前年度より54,324千円の増額となっております。

参考として、予算資料を添付いたしておりますので、御参照賜ればと思います。

続きまして、特別会計予算について御説明いたします。

予算書飛びますが、273ページでございます。

273ページ、議案第21号 平成28年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算でございます。歳入歳出それぞれ6,586,588千円といたしております。前年度と比較いたしますと、124,895千円の減、率にしますとマイナス1.9%となります。被保険者数の減などから保険給付費の減少を見込んでおります。

予算書278、279ページでございます。

歳入予算につきましては、国保財政の根幹となります1款．国民健康保険税は、課税対象となる所得の減が見込まれますことから974,427千円、前年度比較58,789千円の減と見込んでおります。

また、3款．国庫支出金や4款．療養給付費交付金につきましても減額と見込んでおります。

次に、歳出予算につきまして、2款．保険給付費は4,042,245千円、前年度比較86,871千円の減といたしております。

また、3款．後期高齢者支援金、6款．介護納付金も減額と見込んでおります。

8款．保健事業費は、特定健診に要する経費などを計上いたしております。

続きまして、予算書325ページ、議案第22号 平成28年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成28年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ614,441千円といたしております。前年度と比較して11,622千円の減、率にしてマイナス1.9%となります。

予算書328、329ページでございます。

まず、歳入予算の1款．後期高齢者医療保険料は、軽減対象者の増などから384,581千円の前年度比較18,249千円の減と見込んでおります。

また、4款．繰入金は、事務費と保険料の軽減に係る一般会計繰入金でございます。

次に、歳出予算でございますが、2款．後期高齢者医療広域連合納付金590,412千円、前年度より12,608千円の減額といたしております。

次に、予算書351ページでございます。

議案第23号 平成28年度みやま市介護保険事業特別会計予算について、御説明を申し上げます。

平成28年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ4,730,171千円とし、介護保険事業勘定の総額を4,704,922千円、介護サービス事業勘定の総額を25,249千円といたしております。平成27年度から3カ年間の第6期介護保険事業計画の2年目に当たりますが、この計画に応じて予算計上をいたしております。

予算書357ページでございます。

介護保険事業勘定の歳入予算は、1款. 介護保険料が878,794千円、前年度比較31,468千円の増と見込んでおります。

3款. 国庫支出金、4款. 支払基金交付金、5款. 県支出金は、歳出予算に応じて積算した金額を計上いたしております。それぞれ増額となっております。

また、7款. 繰入金でございますが、保険給付費や事務費の一般会計負担分として736,891千円といたしております。

次に、予算書358ページ、歳出予算でございます。

2款. 保険給付費は、居宅介護サービス費または施設介護サービス費など4,423,263千円、前年度と比較いたしますと68,724千円の増、率にしますとプラス1.6%と見込んでおります。

続きまして、予算書400ページ、介護サービス事業勘定の歳入予算でございます。

1款. サービス収入は23,247千円を計上いたしております。

次に、予算書401ページ、歳出予算でございますが、2款. 事業費24,197千円とし、介護支援専門員、また介護予防サービス計画の策定に要する経費を計上いたしております。

次に、予算書419ページでございます。

議案第24号 平成28年度みやま市公共下水道事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

平成28年度みやま市公共下水道事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ498,254千円といたしております。前年度と比較いたしますと91,814千円の減、率にしてマイナス15.6%となっておりますが、引き続き下水道建設の進捗を図ることといたしております。

予算書424ページでございます。

まず、歳入予算につきまして、2款. 使用料手数料は下水道使用料の年間収入見込額28,820

千円を計上いたしております。

また、3款. 国庫補助金は150,000千円を見込んでおります。

次に、5款. 繰入金は、一般会計によります公共下水道事業の過疎債の起債分などを含めまして214,579千円といたしております。前年度と比較いたしますと11,563千円の減となっております。

また、8款. 市債は90,400千円を計上いたしております。

次に、予算書425ページでございます。

歳出予算でございますが、2款. 下水道費は390,901千円、前年度比較108,141千円の減といたしております。管渠の布設は瀬高町下庄地区の主に国道443号線を中心に整備する予定でございます。

続きまして、予算書453ページ、議案第25号 平成28年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度みやま市農業集落排水事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ59,035千円といたしております。前年度と比較いたしますと3,406千円の増、率にしてプラス6.1%でございます。

予算書456ページ、457ページでございます。

歳入予算につきましては、2款. 使用料及び手数料13,802千円、5款. 一般会計繰入金43,224千円を計上いたしております。

歳出予算でございますが、2款. 農業集落排水費24,803千円、3款. 公債費は24,420千円を計上いたしております。

続きまして、予算書481ページ、議案第26号 平成28年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度みやま市生活排水処理事業特別会計予算は、歳入歳出それぞれ475,257千円といたしております。前年度と比較いたしますと33,910千円の増、率にしますとプラス7.7%となります。

予算書485ページでございます。

歳入予算につきましては、2款. 使用料及び手数料は198,190千円、前年度と比較いたしますと16,823千円の増と見込んでおります。

また、6款. 繰入金は、一般会計による浄化槽整備費の過疎債の起債分を含めまして



112,397千円、前年度比較3,239千円の減といたしております。

予算書486ページからでございます。

歳出予算でございますが、2款. 施設管理費は、浄化槽の維持管理に要する経費として190,234千円を計上いたしております。

また、3款. 施設整備費は、浄化槽200基分の新設を見込みまして、203,449千円、前年度比較26,829千円の増といたしております。

最後となります。予算書513ページでございます。

議案第27号 平成28年度みやま市用地特別会計予算について御説明申し上げます。

平成28年度みやま市用地特別会計予算は、歳入歳出それぞれ3千円といたしております。

用地特別会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行のため、用地を先行取得することを目的に設置いたしております。前年度に引き続きまして、平成28年度も事業計画がございませんので、費目のみ計上いたしております。

以上、平成28年度みやま市一般会計及び特別会計予算の概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

#### 日程第43 議案第28号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第43. 議案第28号 平成28年度みやま市水道事業会計予算について、提案理由の説明を求めます。松尾上下水道課長、お願いします。

##### ○上下水道課長（松尾正春君）（登壇）

議案第28号 平成28年度みやま市水道事業会計予算について、提案理由の御説明を申し上げます。

予算の523ページからになります。

平成28年度予算につきましては、第2条 業務の予定量として、給水戸数1万1,500戸、年間総給水量251万立方メートル、一日平均給水量6,876立方メートルと見込み、編成いたしております。

建設改良事業につきましては、水道ビジョンに基づき、配水管の新設、更新及び水質の改善のための浄水場施設の整備など予定しております。

それでは、予算案の内容について、まず、3条 収益的収入及び支出について御説明申し上げます。

事業収益を560,477千円、事業費用を507,004千円といたしております。

事業収益につきましては、営業収益といたしまして、水道料金等を505,556千円、また営業外収益として、繰入金等を54,918千円と見込んでおります。

事業費用については、営業費用として人件費、受水費、修繕費及び減価償却費等を475,608千円、また、営業外費用として、企業債の支払利息などを28,645千円計上いたしております。

予算書524ページをお願いいたします。

次に、4条 資本的収入及び支出について御説明申し上げます。

収入を193,298千円、支出を433,510千円といたしております。

収入については、企業債140,000千円、出資金18,798千円、工事負担金11,500千円、国庫補助金20,000千円等を見込んでおります。

支出については、建設改良費として354,755千円、企業債償還金として74,755千円を計上しております。

収入額が支出額に対し不足する240,212千円については、損益勘定留保資金等で補填いたします。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、ただいまから平成28年度予算の審議に入りますが、今後は議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置しまして審査をすることといたしておりますので、質疑に関しましては何とぞひとつ簡潔にお願いをいたしたいと思っております。

質疑は議案第20号から議案第28号まで一括して行ってまいります。

それでは、早速質疑を行います。質疑ありませんか。4番末吉達二郎君。（発言する者あり）よろしいですね、しっかりそれぞれの特別委員会の中で。

**○4番（末吉達二郎君）**

特別委員会ということ。

**○議長（牛嶋利三君）**

はい、特別委員会がありますので。4番末吉達二郎君。

**○4番（末吉達二郎君）**

ちょっと私が錯覚しておるかもしれんけん。各委員会で審議を当然しますですね。

○議長（牛嶋利三君）

これはもうそれぞれの……

○4番（末吉達二郎君）

委員会で。

○議長（牛嶋利三君）

はい、委員会でやりますからですね。

○4番（末吉達二郎君）

それと、全体でもまた……

○議長（牛嶋利三君）

ここでは2日間ありますからですね。

○4番（末吉達二郎君）

全体でも別途しますということですかね。

○議長（牛嶋利三君）

そうですよ。全体でも2日間ありますので。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、ここでお諮りをいたします。

ただいま議題となっております議案第20号から議案第28号までの9件は、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第20号から議案第28号までの9件は、議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することに決定をいたしました。

以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は3月8日となっておりますので、御承知おきをお願いいたしたいと思  
います。

午後2時35分 散会